

第六十一回 参議院内閣委員会 會議録第十一号

昭和四十四年四月十五日(火曜日) 午前十時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朝君

理事 石原幹市郎君 柴田 榮君 北村 暢君 山崎 昇君

委員 源田 実君 佐藤 隆君 玉置 猛夫君 長屋 茂君 安田 隆明君 山本茂一郎君 前川 且君 村田 秀三君 山本伊三郎君 峯山 昭範君 片山 武夫君 岩間 正男君

衆議院議員 修正案提出者 三ツ林弥太郎君

國務大臣

建設大臣 坪川 信三君 國務大臣 荒木萬壽夫君

政府委員

内閣法制局第二部長 田中 康民君 人事院総裁 佐藤 達夫君 人事院事務総局管理局长 茨木 広君 人事院事務総局任用局长 岡田 勝二君

人事院事務総局 尾崎 朝夷君 給与局長 栗山 廉平君

総理府人事局長 熊谷 義雄君 行政管理政務次官 河合 三良君

行政管理庁行政管理局長 岡内 豊君 行政管理庁行政監察局長 渡辺 栄一君

建設政務次官 志村 清一君 建設大臣官房長 川島 博君

建設省計画局長 竹内 藤男君 建設省都市局長 坂野 重信君

建設省河川局長 養輪健二郎君 建設省道路局長 常任委員会専門 相原 桂次君

事務局長 宅務課長 白川 英留君

説明員 建設省住宅局住 宅務課長 白川 英留君

本日の会議に付した案件

○行政機関の職員に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

行政機関の職員に関する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。荒木行政管理局長官。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま議題となりました行政機関の職員に関する法律案の提

案理由及び概要を御説明申し上げます。

行政の簡素化、効率化を推進し、必要最小限度の人員で行政を遂行するためには、行政需要の消

長に伴う定員の配置転換を、各省庁内はもとよ

り、各省庁間を通じて強力に行なう必要がありま

すが、このためには、各省庁別に定員を法定して

いる現行の法制を改め、弾力的、合理的な定員管

理制度を実現することがぜひとも必要であります

ので、この法律案を提出した次第であります。

法律案の概要について御説明申し上げますと、

まず、公務員数の抑制をはかるため、内閣の機関

並びに総理府及び各省を通ずる定員の総数の最高

限度を法定いたしますとともに、これらの機関別

の定員は政令で定めるとし、定員配置を合理的、

弾力的に行なおうとするものであります。な

お、大臣、政務次官等及び自衛官の定員は、現行

どおり別途法律で明らかにすることとし、また、

五現業の定員は現行どおり政令で定めることとし

て、いずれも定員の総数の最高限度の対象には含

めないこととしております。

以上の制度改正に伴い、各省庁設置法等につき

所要の改正を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であり

ます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同

あらんことをお願いいたします。

○委員長(八田一朝君) なお、本法律案は衆議院

いですが、これを公布の日から施行し、昭和四十

四年四月一日から適用することに改めたのでござ

います。

御承知のように、この法案と同一内容のものが

第五十八国会に提出され、そのときは、昭和四十

三年度予算に合わせ、昭和四十三年四月一日か

ら施行することにしていたのであります。今回

は、施行日は公布の日とはいはしてあるのでござ

います。提出日は、今国会冒頭の昭和四十三年

十二月二十七日でありまして、その意とするこ

ろは、昭和四十三年度じゅうにおいてこの法律の

成立を願っていたという意味での「公布の日」で

あると判断し、また、過去におきまして、各省

設置法に基づくものではありましたが、定員の改

正規定については、事情によってはその施行日に

ついて幾度も適及適用の修正がなされた事実もご

ざいますので、本年度におきまして、学年進行

等による国立大学教官の増員等を考慮いたし、こ

のような修正をいたした次第でございます。

○委員長(八田一朝君) 暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分開会

○委員長(八田一朝君) ただいまから内閣委員会

を再開いたします。

行政機関の職員に関する法律案を議題と

いたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 それじゃ、行政機関の職員

員に関する法律案、初めてこういう法律でござ

るんですが、大臣に冒頭に聞いておきたいん

ですが、なぜこういう法律をつくらなくちゃ

ならぬか。何かこれによりまして、まあ弾力的運営とか、

効率化を推進するというのが、いままでの各省

ご

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

とに定員をきめるといふことは、それほど支障があつたのですかどうか、その点冒頭にひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 法律制度そのものに原因を求めて支障があつたといふことは、理論的には申し上げにくい意味があるかと思ひます。現実問題について申し上げさせていただきます。

世間でも、官庁機構を通じて行政サービスが、ともすれば硬直的であり、いわゆるセクショナリズムというものがあつて、その現実の前に国民から見れば、税金をなるべく少なく使つて、言いかえれば、少ない定員で、行政サービスを低下させないで、むしろ向上させることはできないかといふ率直な要望があると推察いたすのであります。

しかしながら、各省ごとの設置法で定員を定めるといふやり方そのものは、すでに数年来やつてきてゐることでありまして、冒頭に申し上げましたように、法律制度そのものに欠陥ありといふふうなことは、理論的には申し上げにくいと思ひます。

が、現実には、いまの申し上げるセクショナリズムと通称されるほどの抵抗がある。各省庁ごとに法律案を立案し、御審議を願うといふことを通じまして、現実には戦後あらわれた実情は、御案内のとおり、行政需要の消長に応じて定員を減員して、それを他の忙しいところに振り向けるという必要があるといたしても、減員ということ

は現実には不可能に近かつたのであります。したがって、それを政令によって各省庁ごとの定員を定めるといふことに制度を改正することをお認め願ふことによつて、すなわち本法を御決定いただくことによつて、セクショナリズムといわれるところの悪い面と申しますか、セクショナリズム

も、見方によれば仕事熱心だといふ面もあるわけですから、そのこと自体を全面的に非難するわけにはまいらぬと思ひますけれども、仕事熱心のあまりとでも申すべき、減員は絶対反対、増員だけが各省設置法で御審議願う形が出てまいつておると思つたのでございます。したがつて、国民本位の立場に立ちまして、内外の諸条件が変動する中に

あつて、行政サービスを国民のために有効適切に運営していくという意味合いに重点を置きました。これを政令によつて定めることにお許しをいただき、政府の責任において、年度内においても必要とあらば、予算の範囲内においてプラス・マイナスを有効に活用しながら行政需要に應じる、そういうことにならなうかと思ひます。

脱するようになつておられるか、事実問題として、そうしていただくことがベターであらう、こゝういふ考えに発するわけでございます。

なお、ついでながら、長くなつておそれ入りますが、お許しただきませうけれども、この法案が考えられましたのは、ずっと以前の官庁長官の当時に考えられまして、今日に至つておられるわけでございます。臨時行政調査会設置法を御審議願ひま

も、配置転換で定員の関係は処理すべし、出血整理は相ならぬといふ趣旨の衆参両院における超党派の附帯決議を御決定いただいておりますことに発します。そして臨時行政調査会は、二年間の慎重審議、調査を経まして、内閣総理大臣に答申を出していただきました。法律の趣旨に従ひ、これを尊重するといふ政治的な責任のもとに、数年がかりで検討しまして、御審議願う段階にきたわけですが、臨調の答申そのものも、国会の附帯決議の御趣旨を体しまして、ことごとく行政改革の諸問題を実施するにあつては、定員に関する限りは配置転換

でやれといふ趣旨で一貫いたしておることは、山本さんが万々御承知のことでございます。そうして同時に、配置転換で行政改革がやりやすくなるような意味合いの制度をつくるべきであるといふ一項目も、答申の中に指摘されているところでもございます。そういう経過を踏まえて、冒頭に申し上げました、法理論としては当然に申し上げかねることはありますけれども、現実対応の考え方及び国会の御意思並びに臨調の答申の趣旨に立ちまして、本法案を提出し、御審議を願つてお

る、こゝういふことでお答えにかえさせていただきます。

○山本伊三郎君 いま行政管理庁長官からる質問をしないことまでお答えがありました。まあそれはけっこうでございます。セクショナリズム云々と言われまして、私はそこまで言つていないんですがね。一体セクショナリズムをつつたのはだれなんですか。国民はそんなことを期待して定員をきめておるわけじゃないと思つておる。私も経験ありますが、特に官庁はセクショナリズムが相当強いことは事実であります。それは、定数とか定員、総定員をきめたからどうの、あるいはまた各省ごとに定員をきめたからどうのといふ問題でないと思つておる。セクショナリズム

について、これは私、いまの日本の官庁の一つの大きい欠陥だと思つております。したがつて、セクショナリズムをこれによつて、もし大臣がなくなるんだと言われるなら、この法律はやがで、どういふ経過をたどるか知りませんが、通つた後に大臣は責任を持ってセクショナリズムはなくなるという自信を持って言われたかどうか。まあこ

とばかりに食ひ下がるのは私いやでございますけれども、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のとおり、この法律が通ればセクショナリズムといふものがなくなるというのを断言するほどの勇氣はむしろございません。セクショナリズムの悪い面といふのは、公務員の一人一人の心がまえが本来であるうともちろん思ひます。ですけれども、これまた少し脱線することをお許しいただきますならば、さつき、仕事熱心さといふ意味におけるセクショナリズムは必ずしも悪いと言えないといふ、そういう面も申し上げましたが、まあ権限争ひ的な形を官庁同士ではとることも万々御承知でございますが、これは、積極的には、その仕事はおれのほうの仕事であるべきだ、消極的には、そんな仕事はおれのところじゃやりたくないといふ二つの形をとつて、仕事熱心のゆえに権限争ひといふも

のは戦前も戦後もずっと底流があると私は理解いたします。具体的問題もあり得ると思ひますが、そういうことからはいたしまして、大臣でも事務次官でも、あるいは政務次官でも、局長、課長に至りますまで、自分のところに配置された定員は一人も減らしたくない、予算の折衝を通じて一人でも増員の予算を獲得できれば、それは有能であり、課長ならば課員からはめられる、局長も課長、課員からはめられる、事務次官も、今度の事務次官はさすがだと言われる。大臣もまた予算獲得率——予算が済みますと、各省庁とも事務当局はそろばんをはきまして、この前の大臣は何何%であつたが、今度の大臣はさらに二%上回つた、今度の大臣はいいぞと評価するといふことがございます。それはいい意味でいけば、それだけ国民に対して有能な定員をふやしてもらつて、行政サービスを向上することによつて、主権者たる国民の御期待にこたえるといふことをむしろ一面は意味しますけれども、しかし、いささかでも、一人でも減員するといふことに閣議で賛成をするならば、軟弱外交を責められたら、予算の獲得率が少なければ責められたら、ということのために、大臣から各課員に至りますまで、増員増員へと一途邁進する。過去の定員は、それに応ずる政策上の、行政上の必要性といふものは国民的にはいろんな条件の変化に應じてなくなつておる、もしくは非常に少ない人数でもやれるといふことがかりにありまして、減員といふものは行なわれない傾向が強い。過去に獲得した定員はそのまま温存して、その上へその上へと積み重ねるということが、理屈を離れた現実の姿であると思ひます。

それを一般的に考えまして、はたして国民側から見て適當であるかどうか。不適當であるといふことは明らか課題が、幾多いままでもあつたらうかと思ひます。それでもどうにもならないという現実を直視して、そうして行政改革が高く叫ばれ、先刻要らぬことまで申し上げましたが、そういう経過を踏まえて、臨調の答申の線に沿つ

た、こゝういふことでお答えにかえさせていただきます。

て、国会の意思を体しなが、こういふやり方こそが、いま申し上げたようなもの理由もあわせずお考えいただいて御理解願えるんじゃないだろうか、国民もそのことを期待されていることに近づくことにはほしくないかと、かように思つておるわけでありませう。

○山本伊三郎君 行政の簡素化、能率化を推進するということは私は賛成です。これはもう国民は期待しておりますが、しかし、総定員法をきめなければそれができないという問題では私はないという基本的な考え方を持つておるんですね。で私は、ちょっとそれるかも知れませんが、これは根本的な問題から入らぬといけませんので聞いておきますが、政治と行政ということをよく言いますが、国家行政組織法において定員法定主義、これは各省設置と同時に定員も各省ごとにきめよという趣旨が国家行政組織法に盛り込まれておるんですね、最初はその考え方をとつておるんですね、それが、それを要しようとしておるんですね、この場合、政治と行政といふのはどう違うか。これは法制局が来ておられますから、荒木さんは非常に多才博学の人ですから、あなたに答えてもらつてもいいのでありますが、政治と行政、どう違うのか、それをちょっと。

○政府委員(田中康民君) これは行政学の方野に属しますが、行政といふのは全くの通常からいへば技術でございます。政治がその技術に一体となつていろいろ目的を与え、行動させるといふようなこと、それが政治と行政の関係であるといふふうに私たちは理解いたしておるわけでございます。

○山本伊三郎君 そういふ抽象的なやつじゃなく、具体的に憲法に従つてそれをひとつ御説明願いたいんですがね。

○政府委員(田中康民君) 国家行政組織法について申し上げますならば、すべて行政の基本である事項につきましては現在法律がございまして、その中に定員と一緒に書いてございませう。そこで機構も定員も一緒にしたようなものがございませうけれども、それは法律の問題でございまして、別に機

構と定員と同時にきめなければいけない、法律でもつてきめなければいけないというふうなふうには私たちは実は考えておらないのでございませう。行政の運用、いわゆる私が先ほど申しました技術としての行政がうまくいくためにはいかにしたらいいかという、そちらのほうから申しまして、定員というものの配置を円滑に合理的に行なう方法を講ずるといふことが一番いいのではないかと。その場合にも、しかし行政の組織につきましては、これはやはり基本的な権限の分配、所掌事務の分配でございませうので、そういうものは法律で定める。しかしその中にあります定員につきましては、運用よろしきを得させるために、円滑に運用をさせるために政令等に委任したと、こういうふうにお考えしておるわけでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ、ぼくはそれで納得しないんですがね。あなた、定員についてのみ政治と行政はそうだといふきめつけをされておるんですね。もう一べんそこで聞きますがね、封建主義の政治形態であつたときと、民主主義形態になつたときにおける政治と行政の観念は相当変わつていくかどうか。もつと具体的には、旧憲法下における行政と、新憲法下における行政と、どういふ區別を考へておられるかですね。

○政府委員(田中康民君) 当然新憲法は民主主義を原則としたしておりますので、その政治機構につきましても、民主的な方途によつて組織を決定するということになっております。封建制と申しますか、その前のたとえは旧憲法におきましては、すべて天皇の大権といふようなものによつてきまつておりましたが、そういうことをやめまして、国会がおきめになります法律によつて行政を行なうというのが原則だといふふうに考へておるわけでございます。

○山本伊三郎君 根本的なことを聞いておるので、本法案と関係ないようですが、大いに関係あると思つてやっておりますが、そこで聞きますが、旧憲法では十條で、天皇が各官制をきめ、そうして俸給もきめ、そうして任免権も持つておつたことは事実ですね。それがいまのあなたの話では、天皇の権限から国民に移されたわけですね。そうすれば、国民が要するに主権者であるから、国家行政組織法第十九條は、定員というものは政治に大きい関連があるといふことで実はきめられたと思つておるのです。したがつて国民の代表が国会であることは、これはもう言うまでもない。その国会で総定員だけきめて、各省の官制という一昔は官制、いまは国家行政組織となつておりますが、その組織は国会できめよう、ちょっとこの点は私には納得できない。先ほど言われた技術上の問題だからこれは行政権に委任したのだ、こういう説明でありますけれども、これはそれだけで私納得できないんですね。定員というものは非常にいゆる行政上の基本的な問題である、国家行政組織と同様に重要な問題であるといふこと、幾ら行政組織が完備しても、それを運用する人といふものを度外視しては私にはできないといふことが、国家行政組織法の当時の認識であつた。それを今度変えらるるといふことは、いま先ほど行政管理局長官も説明されたが、あなたも先ほどちょっと説明されましたが、それだけでは將來大きな問題を包蔵している。したがつて、私は基本的に行政の簡素化とか能率を推進するといふそういう考え方については私は反対はしませんけれども、政治上、行政上、基本的な問題に私は触れてはいるからだめだ。こういう点について大臣はどう感じられますか、ひとつ、どなたからでもいいですよ。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほどの法制局からの御答弁で、基本的な法理論的なことは一応お答え申したと思つてますが、この法案に具体的に関連をして、私どもの理解を少し申し上げさせていただきます。

戦前の帝国憲法との相違点に触れてもお話がございますが、むしろ国権の最高機関として、国民にかつて国会が行政組織の基本をおきめいただく、当然のことだと思つてます。それが現行法では、各省庁ごとに法律で定員を定めるとなつておるものを、特別のものには除いておられますけれども、五十万何人がし人員を対象とする限りにおいて、本法案の守備範囲で申し上げるわけでありませうけれども、それを政令に譲らしていただく。そうすれば、いままで、行政組織法上各省庁の定員はそれぞれ法律で、設置法で定員を定めるたてまへになつておるの、国会という国民にかつて最高の国家意思を決定していただく線に触れる意味においては、法律という形での御審議の機会が少なくなる、感じとしてはそういうことだと思つてます。それはまさにそうだと存じますけれども、しかし、実質的な国会の最終的な国家意思決定の機能は、総定員の最高限度というものを法定していただく段階において、最終的な意思決定、最高限度という意味においては御決定をいただく機会がある。さらに各省庁ごとの定員、いままでそれぞれの設置法での御審議の形を政令に譲ることをお許しいただきますけれども、毎年各年度の子算の御審議を願う、予算に各省庁別の子算定員が盛り込まれたもので国会の意思決定の総括的な機会はその間にあります。で、この総定員法を御決定してはいただきませう、その予算との関係におきましては、いささかも変わりがございませう。

さらに具体的に申し上げれば、それぞれの年度の子算御審議のときの、予算定員として各省庁ごとに配分された内容は、総定員法で政令によつて年度内に取捨いたします、プラス、マイナスいたしまして、それはあくまでも予算の範囲内のことであり、もしくは、御決定いただいた予算で可能な範囲内を逸脱することは許されないう関係にございませうので、予算を通じて、各省庁ごとの定員の配置状況は、その予算の執行される年度を通じて、国会が国民にかつて監督していただく。また年度途中におきまして、言うまでもないことですが、年度途中、政令によつて各省庁ごとの定員配置が変動があつたと仮定した場合、そのことの適否についても、法律という形じゃございませうけれども、国会の行政調査機能等を通じて、常に現状把握をしながら、

もしそこに誤りがあるとすれば、国会の権威に立つての御忠言なり御指導なりということが行なわれる。これは法律論そのものじゃございませぬかもしれませんが、そういうことで、国会の国民に対して持つておられる機能、行政監督指導ということについては、実質的にはその増減はないであらう。また、そういうふうにしていただくことが、冒頭の御質問にお答え申し上げました、まあセクショナルリズムなんか変なことを申し上げましたけれども、それらのことを念頭に置きつつ、国民に対する行政の能率的なサービス向上の線にかなる行政機構及び定員の運用ということが期待できるであらう。そのことを、国会を通じて総合的に最高機関としての権威に立つての御判断を願う、そのことを頭に置きながら政令に譲らしていただく、そのことがベターである。かような考え、構想に立つておるわけでございます。

○山本伊三郎君 いま大臣からるる説明されたのですが、どうも納得するような答弁でないですね。予算と定員について言われましたが、予算と定員については逆の考えされておると思うのですよ。もちろん予算のあれは、これはもう国会で議決することは当然ですけれども、予算は、定員があつて予算というものは出てくるのです。予算によつて定員を云々することは、これは実はやっておる省庁があるやに聞かれましたが、それは間違ひだ。したがつてこれは私は反駁いたします。

もう一つ基本的な聞いておきたいのですが、憲法六十六条の「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」内閣の連帯性、各大臣が連帯して責任を負ふ。この連帯の意義について、旧憲法と新憲法とは若干行政法上、政治学においても変わつてきているやに聞かれましたが、この点について法制局からひとつの連帯責任についての考え方をまず聞いておきたい。○政府委員(田中康民君) この現行憲法におきまして「連帯して」と申しますのは、いわゆる共同してそこに国会に対する連帯責任があるという意

味で使つておるのでございしますが、いまおっしゃいました旧憲法におきましては、連帯してという部分では実際は強くなつて、どちらかと言へば、各大臣がそれぞれ責任を負つておるといふ形でございますが、ただ内閣という行政機構をやはり旧憲法下でもつくつておりましたので、その範囲内において、一種の連帯関係が成り立つておつたというふうには私は解しておるのでございします。

○山本伊三郎君 まあ法制局が言うのだから有権解釈だとは聞きませぬけれども、なるほど旧憲法と新憲法においては、内閣の組織も変わつております。内閣法によつて変わつております。総理大臣は各大臣を任命しあるいは罷免することができるとなつておりますが、しかし政治学的に見ると、各大臣がやはり、所管庁を持つ大臣であるやと何であらうと、やはり連帯して、大臣事項、個人、何々大臣というものは、そのものがやはり国会に対する責任があるとは私は見るのです。そういうことにならぬですか。

○政府委員(田中康民君) この「連帯して」と申しますのは、およそ内閣が行政権を行使する場合にすべての事項について連帯してという、全部についてまでというふうには解する必要はないのではないかとというのが通説となつておりますので、その関係におきまして、基本的事項につきましては当然連帯をいたしますが、このそれぞれ主任の大臣にまかされた事項につきましては、その関係が主任大臣に責任がいくということも当然考えられると思ひます。

○山本伊三郎君 そうすると、先ほどの答弁はどうか、原則として、そういうお説のとおりになると思ひますが、ただ、ここに主任の大臣ということについておられます以上は、そういうまかされた事項についてその大臣がみずから決定権を持たないというふうには考えられないというふうに申したわけでございます。

○山本伊三郎君 ちょっと、いまのあとのほう、どういふことなんでしょう。

○政府委員(田中康民君) 原則として、内閣は合議体の、國務大臣をもって構成するわけでございます。しかし、それはあらゆる事項についての、たとえば、農林大臣が行なう場合にその責任は内閣にございませぬけれども、そのいろいろの責任を行使する場合は農林大臣は、その自己の責任において権限を行使することができるといふふうに申したわけでございます。

○山本伊三郎君 それはあなた、どういふ解釈をしてらるるか知りませんが、各省の長官としての事務管理はそういうことになりませんが、大臣としては、各省の省の問題であつても、やはり責任がある、こゝろなければ、内閣法自体から見しても私は納得できないんですね。それじゃ結局、今度、内閣総理大臣一人だけおつたらいいんじゃないか、あとはもう各省の長官だけ——まあ次官のほうが大いにも有能だと言われておりますよ、こゝろ言つちや失礼ですがね。それならもう大臣要らぬから、総理大臣だけしか要らぬからと言つて、各省に長官を置いてやつていってらいいと思ひます。あなたのことばをもつと率直に言へば、さうなるとは思ひます。私、さうでないと思ひます。さうなるとは思ひます。私、さうでないと思ひます。さうなるとは思ひます。私、さうでないと思ひます。

○山本伊三郎君 ぼくは冒頭に言いましたように、内閣は行政権行使を国会に対して連帯して責任を負ふということ、これは内閣という表現は、まあ憲法は別として、いわゆるおのおの独立した國務大臣をさしておるといふことに私は間違ひないと思ひます。したがつてその新憲法の内閣制度における國務大臣というのは、おのおのやはり国会に対して責任を持つておる。しかもそれが各省に配属という、ことばが悪うございませぬけれども、総理大臣から厚生大臣なら厚生大臣、そのときの大臣というのは厚生省長官という意味だと私解釈しているのですが、おのおの責任を持つておやらない、こゝろいうことになつておると思ひます。その解釈を統一していかぬと、これから私の質問がすれ違ひになるので、私はしつこくこれを言つておるので、おのその点どうなんでしょう。法制局としての権威ある有権解釈はどうなんでしょうか。

○政府委員(田中康民君) 國務大臣として、内閣の一員として行政権を行使する場合、その場合に

おきましては、まさにおっしゃるような連帯責任を持つてそういう権限を行使する。そういうことは当然だと思えます。ただ各務大臣はまた行政各大臣としてそれぞれ所掌事務を持っており、その権限を独自に行使している。しかしその責任は内閣の一員としてでございますので、内閣が最終責任を持つてというふうに考えております。

○委員長(八田一朗君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記始めて。
午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 建設省設置法の改正で企画室を企画部に変えるという趣旨ですね。その趣旨としては、国土全体の有効利用をはかるためと、きわめて抽象的にいわれているんですが、一体国土全体の有効利用という考え方の具体的なのは、どういうことなんでしょうか。

○国務大臣(坪川信三君) 今回改正をお願いしております。企画室をば企画部に昇格をお願いいたしました。そしてそれぞれの四つの地建の事業量その他を勘案いたしました。これを昇格をお願いいたしました。そして機能の円滑なる事業遂行を促進する意味において昇格をお願いいたしました。うな次第でございます。また詳しいことにつきましては官房長より答弁させていただきます。

○政府委員(志村清一君) 私どももいたしました。社会経済の非常に目ざましい発展に比べまして、社会資本の立ちおくれがたいへん目立っておりますと存じております。そういうような状態に対応

いたしました。わが国国土は全般的に狭いわけでございますから、こつこつと国土全体をできるだけの有機的に一体的に結ぶようにして、その均衡ある発展を遂げさせたいと、かように考えているわけでございます。このためには、道路網の整備とか、あるいは水の利用の広域化とか、そういう計画的な公共施設の整備を長期にわたつて考える必要がある。企画室あるいは企画部におきましては、そういう問題につきましての基礎的ないろいろな調査を進めてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 抽象的にはそういうことですが、実際、国土を有効的に利用するといつても、いままで建設省からいろいろ法律案がたくさん出ているんですが、現実にはいまの日本の土地制度では、なかなかそうはいかない状態にあると思うんですが、これは建設省も悩んでおると思うんですが、一体この土地というものを対する国の支配権というものは、きわめて抽象的な、また基本的な問題だが、どう考えておられるか。いまの土地政策については、学者にはいろいろの説もありますが、土地というものは国の形成というものの一つの大きな要素ですね、領土というものは、それだのに現状では、幾らあなたのはうで計画しても、実際、計画どおりにはいかない。そういう意味において建設大臣は、この土地についてどう考えられるか。

○国務大臣(坪川信三君) 山本委員御指摘になりました。国土の均衡ある開発をいたす意味において、土地政策というものがいかに重要なものであるかということ、私も大臣に就任いたして以来、強く感じておるような次第でございます。いかに国土を有効に活用いたすかということによつて、均衡ある国土の建設と開発がいたされるものであるということに相なつておることを考えますときに、ことに都市計画の推進あるいは住宅計画の推進等をはかり、あるいは土地利用によつて道路建設等を行なう場合においての土地の重要性というものを考えましたときに、われわれといた

しましては、土地問題こそ社会公共事業の推進の最も優先する重要な課題であらうと、こう考えておる次第であります。

○山本伊三郎君 それはそういう答弁でいいんですがね。それはだれでも言うんですがね、大臣。現実の問題として、いまの土地収用法その他を見ましても、なかなかそうはいかぬでしょう。現実の問題で、したがつてこれは法律が関係する法律ができて、実際はそれは法律があるというだけで、現実には何も動いていない。これは地方行政のほうでも相当問題になつたように聞いておりますがね。首都圏整備法にしても、あるいは近畿圏にしても、今度は中部圏をつくるようでありまして、法律はあるけれども、実際それ一つも事業計画がない、こういうことでは、ここで企画室を部に上げられても、結果は私はデスク・プランに終わつちまう。何にもできないような状態じゃないかと思つておるんですが、基本的な佐藤内閣として土地に対する政策というものを根本的に考えなくちゃならぬ段階にきておるんじゃないかと思つておる。これはまあひとりで建設大臣の所管ではないと思つておる。したがつて、こう言つちやなんだけれども、若干人数をふやしてやるという程度で、現実には進捗しないという考え方で、室を部にしても、これはほんの国家行政組織を若干いらうというだけで、何も私は進捗しないという見方で、あまりこんな必要はないんじゃないかと思つておる。現実には室を部に變えることについては具体的にどういうふうになるんですか。何人ふえるんですか。

○政府委員(志村清一君) 企画室を企画部に名称を變更いたしますにつきましては、定員の増は見込んでおりません。ただ当委員会におきましても累次御答弁申し上げましたように、企画室と申しますと室形態でございますので、いわばスタッフの機能でございます。課など設置いたしました。おのおの職務の分担をしていくという形にいたしますためには、やはり部という名称を付与した

ほうがより適当であり、それによつて非常に広範複雑になつた業務の処理が比較的スムーズにいくなのではないかと、かように考えている次第でございます。

○山本伊三郎君 根本的な問題になります。いま過密過疎の問題もありません。で、過疎地帯では実は土地も十分利用されてない、利用したい人は離村しちゃつて荒廃しちゃつておる、こういう現状ですね。私も見にいきましたが、一方都会周辺は全く何といひますか、ハチの巣のようなところに人が住んで、人間らしい住宅でない、この状態ですね。いま大臣が狭い国土でどうこうと言われますが、私は狭いということよりも、その利用について、これは政府の責任であるかどうか知りませんが、ほんとうに認識しているかどうか、私は疑わしいと思つておる。これについて、土地政策について、私は先ほどから何べんも聞いておりますが、根本的にいまの土地の私有制度が正しいかどうか。私の意見はあとで申し上げますが、一体いまのような状態をいけるのかどうか、自信があるかどうか、この点を私は大臣に聞いてみたいと思つておる。

○国務大臣(坪川信三君) 狭きこの国土に対するところの有効な活用、利用という問題は、非常に重要な国土開発の基本をなす問題である点については、山本委員と私は同じ感を持つておる。したがつて、これが単なる法律の制度あるいは制定によつて、直ちにそれが万能薬として効力を発生するものではなくして、やはり総合的なところの施策と総合的な計画のもとにおいてこれを推進いたさなければならぬということも、御了承いただけるのではないかと。たとえこのたび御審議をわすらわすことに相なつておりましたところのいわゆる地価の公示制度の問題にいたしても、あるいは目下審議をお願いいたしました。これは昨年制定をいたしまして、本年の五月より実施いたしますところの都市計画法の推進等に活用

いたさなければ、もちろんその目的は達し得るものでもないと考えておられますとも、やはりいまの時点におきまして、政府といたしましては十分な配慮と、その実現に努力しなければならぬ問題は、やはり国、公有地の活用というこの問題が、私は大きな問題として、われわれはこの具体的な活用の推進をはかってまいりたい、こういうような気持ちで、国、公有地の活用に対しまして、漸進的にひとつ鋭意その活用に努力をいたしてまいりたい、こう考えておる所存でございます。

○山本伊三郎君 国有地、あるいはその他の公有地についても問題は相当ありますが、私有地、これは現実には私の住みかを中心としたほうが具体性があると思いますが、これほど土地重点——私は世田谷ですよ、土地が非常に重要な段階にきているのに、私の前には雑草がはえたままでは残されている。ものもつくっておられない。鉄条網で囲んでおるといふことなんですよ。子供の遊び場に転換したらどうかと云って、所有者に言ったんですが、これはやがて買手があるんだから、鉄条網を引いて子供も入れない。ネコや犬だけは入りますよ。これは鉄があつたつてかかって入るんですからね。こういう状態は大、都会の二十三区の中にたくさんあるんですね。そうして一方では土地がないと云って、狭いところにアパートを建てて、環境の悪いところで生活をしておる。これがいまの実情ですよ。

大臣、二時から行かれますから、また帰られてから、続いていると思えますから、そのとき話しますが、ずっと日本の歴史だけ見ても、革命というものが起こったのは土地からですよ。土地の利用ですよ。六百六十年ですか、大化の改新でも土地によって——それは革命というか改革というか別として、明治維新もそうでしょう。あの封建制、いわゆる膨大な殿様の持つておるあの封建制度における支配権を国民に移すということですよ。あの革命というものが起こった。いま気づかないけれども、土地がこのままであれば一つの騒

動が起こらざるを得ないですよ。イデオロギーとか思想というものは減らない。現実には食物なり、住む住みかの土地というものが行き詰まってしまうと、政治的に行き詰まるときに、そこに一つの問題が起こってくるんですよ。こういうところに着想されておるかどうかなという、佐藤内閣の姿勢について私聞きたいです。

○国務大臣(坪川信三君) いま御指摘になりましたごとく、その国の歴史の変遷を見るときにおけるその土地との関連性、あるいは世界歴史のその興隆等の歴史をひもときます場合に、土地がいかにそうした面においての歴史に大きなものを持つておるかというところは、もう御指摘のとおりだと思ひます。現在におけるところの日本の政治の面においても、土地対策ということが非常に重要であるというところは、先ほど申し上げましたとおりでございます。外国などの例を調べてみましたら、いささか勉強などをいたして見ますと、フランスなど、大蔵当局に土地局というふうなものを持って、土地対策に専念いたしておる。イギリスの政治機構を考えてみても、そうした問題に真摯に対処しておるといふことなどを見ますと、私はほんとうにこの問題に対しては真剣に取り組まなければならぬと、こう考えておるような次第であります。

いつも、この間の予算委員会でも申し上げましたように、ロンドン大学の都市対策に対する権威者であるロブソン氏が二年前にやってきて、また、この間もこられましたの印象等を聞き、あるいは読んでいただいたら、やはり土地対策に強い関心と施策をしておられることを非常に共感を持って読み、あるいは聞いたりしておるのでございませぬ。そうした立場に立つての現在の国内の大きな土地問題に對しましては、佐藤内閣におきましても、御承知のとおり、昨年土地対策閣僚協議会を設定いたしましたして、十一月にはそれぞれ結論を出してあり、その結論の中において、各党が三十九年に御要望になり、決議された地価安定の意味からのいわゆる地価公示制度

というものに対して、法的措置を建設省が、政府がとりましたゆえんも御理解いただけるのではないかと。また、政府といたしましては、宅地並びに住宅審議会なるものを設けまして、土地対策、土地の高度利用というふうな問題点について、鋭意御審議、またその答申等を踏まえて、それぞれ施策の万般な準備をいたして、また具現化もいたしておるような次第でございますが、いざいざいしたしまして、政府といたしましては、土地問題を真剣に取り上げて、今後かかる不幸のないよう、二十一世紀に残す国土開発の準備、対策をいたしたいと、こう私は決意をいたしておる次第であります。

○山本伊三郎君 坪川大臣の決意は非常に私も多しとするところですが、実際問題としてでございますが、どんな法律をつくっても……

○国務大臣(坪川信三君) まあそこに至難中の困難性の手伝うことは、御指摘の憂慮されるとおりだと思ひます。しかし、政府といたしましては、一瞬たりとも放置すべき問題ではございませぬので、鋭意その解決に努力をいたしてまいりたい、こう考えております。

それから大変恐縮ですが、二時がまいりましたので、ちょっと衆議員の本会議に参りたいと思ひますので……

○山本伊三郎君 政務次官おられますか。それでは政務次官といえどもこれは大臣と同じ責任があると思ひますから、真剣にひとつ頼みます。大臣と政務次官は差別いたしませんから。そこで、大臣が答弁しておったと思いますが、私も国会でそう古くございませぬが、土地の問題では相当経験も、いろいろ問題も提起してきたのですが、政府もそうですが、日本国民全体が土地の本質論といえますか、公共性というものを対する認識が私は少ないと見ておる。したがって、ひとつ家を見ましても、自分の家をつくるに困い、おろし、芝を植えておられますけれども、外から若干見られるようになっておる。ところが日本

の場合は、自分の土地であれば、どんなにどう使つても、これは自分のかつてである、他人の迷惑はどうでもいいんだ、こういう思想がありますね。したがって、これは住宅地だからきれいにしなければいけないとか何とかいうことなしに、ただ自分の生活のため、自分のために利用でき得るのだという思想があるのです。これは私は国民だけの責任じゃない。政府がそういう考え方を指導されてない。この点についてひとつ政府としてはどう考えておるか。

○政府委員(渡辺栄一君) ただいま山本先生の御意見であります。建設省といたしましては、全く同じような考え方を持たせたいと思つておる。したがって、土地の問題につきましましては、瀬戸山大臣のときにも、土地は商品といひましても特殊な性格を持つておるのだということ、土地の公共性ということにつきましましては、特にわれわれも関心を持って進めたいと思つておる。特別にお願いをいたしましたのは土地収用法、都市計画法、現在またお願いをしております都市再開発法案あるいは現在準備しております建築基準法等々におきましても、そういう問題につきましまして、十分われわれといたしましては考慮してまいりたい。特に地価公示法案も現在お願ひしておりますが、そういう意味におきましては、公共性というものに十分われわれの考え方をもちまして、土地問題には取り組んでまいりたい、こういう姿勢でおります。御了承を願ひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それ以上はいまの政府に期待することは、これは無理だと思つておる。大体私は土地の私有制度について、これは本来的な問題に触れますから、イデオロギーからくる問題でない、それは前提しておきます。社会主義だからどう、資本主義だからどうというのではない、土地というのには限界があるのです。いま政務次官、商品でないと言われた、そのとおりだと思ひます。現在土地は商品化しているでしょう。土地の売買でも生活しているし、売買を目的としない

土地の所有者も、いわゆる商品的な考え方でそれを運用している実態ですね。これは私はやがては行き詰まりくると思うのです。したがって、いろいろ法律を出されると弁明されても、それは根本的な解決にならない。したがって、土地に対する政府の考え方を聞きますが、土地を使用する権利はあるけれども、所有する権利はない、これは私の考えもそうです、社会主義かどうかは別として、そういう考え方でどうですか。この答弁は少しのようですが、できるだけだけの答弁でけっこうです。

○政府委員(志村清一君) 先生御指摘のありましたように、また政務次官から御答弁申し上げましたように、土地は一般の商品と違ひまして、増産することもできませんし、不足だからといって外国から輸入をするというわけにもまいらぬわけでございます。しかもわれわれの生活がその上で築かれるわけでございますので、われわれの生存と、何と申しますか、密接不可離の、引き離すことのできないものでございます。そういった意味で特別な財であるというふうに考えるのが至当かと存じます。場合によりましては、これは商品ではないのだ、あるいは特殊な商品であるという考え方がおのずから出てくるわけでございますが、ただ、ただいまのわれわれの持っております制度におきましては、土地に対する一応私の所有権は認めております。また、その上に付与される利用権というものもあわせて認めているわけでございますが、ただ認められたものにつきましてどのよう

に考えていくか。先ほど先生御指摘の公共性と私権というものをどう調整していくか。これは憲法二十九条の問題にも関連を持つてございませうが、しかし、その両方の調整につきましては、現在の時点におきましては、従来やもすれば私権についての非非常に大きく片寄っておった考え方を、公共性を重視すると同時に、私権も十分その性格上守っていくという考え方で、その間の調整をはかっていくことが必要かと思うわけであります。所有権あるいは利用権という形態に

分けまして考えることも、一つの考え方ではございませうが、現行制度のもとにおきましては、ただいま申し上げたような公共性と私権の調整という考え方でものごとを進めてまいりたい。これまた先ほど政務次官あるいは大臣から申し上げましたように、公共用地的取得に關しましては、土地収用法なりあるいは特別措置法その他、それらの法律の改正というふうなかつこうで公権と私権の調整をはかり、あるいは土地の利用に關しましては、都市計画法という法律によりまして、個々の事由について法律的な規制を加えていく。あるいは建築基準法によつてさらにそれを具体化していくというふうな、いろいろの制度、法案等によりまして問題の調整を進めていくという段階でございます。

○山本伊三郎君 私がかういふ質問するのは、現実問題として、人の命よりも土地のほうが重要視されている実態ですね。たとえば、東京の周辺へいきますと、アパートや家を建てる際には、避難するようなどころなんか考えない。建築基準法で示されていると思いますが、あれは不当建築物かどうか知りませんが、袋小路で、しかも一方的な道路で狭いところですよ。そういうことで考えると、人間の生命よりも土地のほうが重要だ、これがいまの実態ですね。それがいかんと言ふんです。そういうことが許されていることが今日普通になつてしまつていふんです。いま言われた財産権は憲法二十九条で保障されておりましたが、土地というのはい体だれがつくつたかということですね。改修、改良されておる。その努力に対する価値というものは、これは私は認めるんですね。いままで荒地地のやつを耕作して畑地なり水田にして物をつくるようにしたという、これは一つの価値創造ですね。根本的に言つたら、土地といふものは持つていふというだけで、だれも自分がつくつた土地はないでしょう。それは海のように延ばしてつくつたというの、その海の底には土地があるんだから、改良しただけであつて、何もつくつた土地じゃない。そういうことを

分けて考へると、あまりにも土地に対する觀念が、みな気づかないでしよう、ぼくら自身も気づいていない場合がある。しかし、そういう点をぼくはいまのうちに——佐藤内閣にこつたことを期待するのは無理かもしれませんが、根本的に考えなければ、大きい問題が實際問題起こると思うんです。私は東京の震災も経験いたしました。そういうことを言ううと年がわかつちやいますけれども、もし東京に震災でも起こつたら、實際問題としてどうするんですか。中心部は幸いに国会があるために、周辺に公園ができましたね。これが私有地だつたら、一般の家やビルが建ちますよ。こういう状態がいまの状態ですね。それで法律つくつて、これでいいんだという考え方は問題が、問題というのは、私にことばは非常にやさしく言つておるんですが、實際問題、大問題が起こりますよ。したがって、それに対して政府は、先ほど大臣が抽象的に言われましたけれども、私としては納得ができません。もつと根本的な考え方というものを打ち出すべきである。打ち出したからといって、いまの憲法の二十九条に違反しないで、憲法第九條で三軍を置かないといつても、何とか理屈つけて置いているんですから、土地に対して使用権を認めれば、私は所有権まで考える必要はない。昔だつたらこんなことを言つたら警察へ引つぱられますけれども、私はそこまで考えなくて、根本的な国土開発はできない。これは私の年来の主張なんです。いま官房長が言われたが、そこまではいけないということはおわかりませう。わかつておるが、基本的にそういう点を建設省は考へておかないといけないと、こゝろ私はきめておる。できるだけの答弁をしていただきます。

○政府委員(志村清一君) 土地問題の重要性、それに対する抜本的対策の要請ということ、山本先生のおっしゃるとおり非常に緊急を要する、しかも重大な問題と考へております。私も同様にいたしまして、いかにしたらそういう基本的な問

題、課題の解決に近づけるか、アプローチできるかということに苦心いたしておるわけでございますが、先ほど来先生のおっしゃつておられますように、従来は自分の土地ならかつて使つても、どんなふうに使つてもいいのだという感覚が事実ございました。それに対して、先生これまた御承知のように、民法上の相隣関係というふうなことで、隣の土地に迷惑をかけるようなことをしてはならないという当然の規定が民法上にあるわけでございますが、そのほかに建築基準法等におきまして、人に迷惑のかかるような土地利用の形態をチェックしております。先ほどお話がございましたように、袋地でも起らないようなところが家建てる、火事でも起したら逃げるところがないというふうなところには、家を建ててはならないというふうなところには、また、相当大規模な建物になりますと、避難階段等、十分設備いたしまして、そうして万一のときにはそれを利用して危険を避けることができるという形態にしなればならぬというふうに、土地の使用につきましては建築基準法なり、あるいは都市計画法なりでチェックしながらやっておりますが、それでも御指摘のとおり、なお違反その他が絶えないわけでございます。これらにつきましては、ただいま私も用意いたしました。建築基準法の一部改正を考へておりますが、これらによりまして、ただいま御指摘のようなことがないように、しかも違反を是正しやすいようにという改正をただいま考へております。また、同時に、具体的問題として御提示いただきました関東大震災のようなものが起きたときにどうするのだ、いまのままではとてもどうにもならないのじゃないかという御指摘がございました。私もそのとおりかと考へております。ただ、そのような場合に対応してどう考へたいかというところは、やはり町を改造していくということ以外にはなからうと考へます。ただ、町を改造していく場合におきまして、先ほどのお話のように、私は自分の家はこれでけっこうなんだ、だから

私の家は小さくもさわって困るといふようなことは改造できないわけでごさいます。相当の規模の地域につきまして改造をやらねば改造の意味がない。そういうような意味で、これもまた参議院でたゞいま御審議をいただいておりますが、都市再開発法という法律案を提出いたしました。いまの大部分の土地の居住者なり権利者がひとつ再開発しようがないかという御決心をいたしましたならば、ごく少数の方々の反対があまりましても、全体の計画が妥当なものであれば都市の再改造、再開発を行なうというふうなかつこの法案を現在考えておるわけでごさいます。こういうものを利用いたしまして、災害時にも耐え得るような地区を設定していくというふうな方向で逐次進んでまいりほかにいたし方がないのではないかと。

これらにつきまして、さらに抜本的にどう考えるか、土地の所有権をむしろやめてしまつて、利用権だけを認めるといふふうな御指摘もございまして、これらにつきましては、先ほど申し上げましたようにいろいろの問題がございまして、私どももいたしましては、そういう問題よりも、むしろもつと基本的に考えまして、土地の公共性、公権と私権の調整を今後どういふふうにごさいますかという点につきまして、一段と検討を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございす。

○山本伊三郎君 具体的に聞きますけれども、都市再開発法の内容も聞いておられますし、見てもありますが、それはそれとして、用途指定というふうなことができないんですか、住宅なら住宅、用途指定というやつ、なかなかむずかしいという話は聞きますが。

○政府委員(志村清一君) 建築基準法におきまして、いろいろな用途地域の指定ができるようになっております。住居地域あるいは商業地域、工業地域、ただその地域、地区制度の現行のあり方ではまだ十分ではないか、住居地区にしましては、平屋建ての地区と、それから最近非常にふえて

てまいりましたアパート地区というものを分けたらどうか、あるいは商業地区におきましては、住居地区に接続いたします商業地区と、それから本来の業務地区というものとのおのづから性格が違ふんじゃないか、そういう地域、地区の区分を今回の基準法の改正においては考えたい。そうして、そういう地域、地区の指定を十分に行なうことによりまして、土地の利用計画をはっきりさせてまいりたい、かように考えている次第でございす。現行におきましても、先ほど申し上げましたように地域、地区制度はございす、なおそれを一そう詳細なものにしてまいりたい。都市計画法が先年改正になりましたので、これらの都市計画の決定につきましても、地方公共団体の長がそういう地域、地区の指定ができるというふうな改正も終えられているような次第でございす。

○山本伊三郎君 建築基準法で一応の規定はありますが、住宅地区、準工業地帯、重工業地帯、その他のいろいろありますが、それは現在あるやつに対してはなかなか実行しにくい。指定しても、それを移転するためには地方公共団体、相当補償しなければ移転できない。これからつくるやつについてはなかなか建てられないんですが、現在あるやつを移転する場合にはやはり補償しなければいかぬ問題がありますね。それで実際問題ではそこは住宅地区だと指定しても、なかなかそれは実現性が無い。例を示せばたくさんある。そういう問題をどう処理するかということが問題です。これは地方公共団体にまかす切りですか。

○政府委員(志村清一君) たとえば、住居専用地区に、何と申しますか、いかがわしい遊興飲食の建物が建つというふうな事態が起るといたした。住居専用地区ではそういうものは建てられないでまゐりますと、そういうので、建築の確認申請がまいりますと、そういうのは拒否されるわけでごさいます。ただ先生御指摘のように、住居専用地区を指定した以前にそういうものができておつたものを今後どうするかという問題になる

わけでごさいます、これらにつきましては、なるべくすみやかにそういうものを動かしていきたいという気持ちには変わりございせんので、大規模な改造等行ないたいというふうなことは認めない、あるいは逐次外側に移つてもらうというふうな指導をするというふうな形で進めておるような次第でございす。

○山本伊三郎君 それはわかっているんですが、なかなかそれができないんです、そういうこと問題が起つていっているんですが、その場合、のらないことはない、のくには非常に金がかかる、補償してもらいたいと言ふ。東京都でも大阪市でもなかなかそこまです手がかからないんです、実際問題。こういう問題についてどういふ措置をとっていくかということですね。それが先ほど申しました土地に対する絶対的な権利があるということですね。これは一面から見ると、相当考えなくてはならぬ、強権によつて必要以上に発動されると、国民の大きな迷惑になるから、それは相当問題がありますよ、そのときに問題を論議すれば。しかし一般客観的に見て、これが非常に問題があるという場合には、政府の独断的な強権でなくして、何か地域における、そういう審査会といひますか、そういうものの判断によつてやるというふうな、民主的に私はやれると思ふんです。東京でも相当問題になっていまして、なかなか建設省でも都でも聞かないというふうなことで非常に不満がある。こういう問題については政府は考えようとしませんか。

○政府委員(志村清一君) 違反建築物をいかに是正していくかという問題かと存じますが、先ほど申し上げましたように、これから建つ分につきましては、建築確認の際にこれを拒否する、つまり拒否いたしましたもなお強行して建てるという事例もございす。これらにつきましては、現在においでいろいろの手段があるわけでごさいます。建築基準法の改正の試案の中におきまして、さらにこの監督が十分できるような体制を整えるというふうな改正案を盛り込んでいられるわけでご

さいます。

次に、もう地域、地区を設定いたしましたときに、すでにあつた建物をどうするかという問題になるわけでごさいます、いわゆる既存の不適合な建物をどうするか、これはたいへんむずかしい問題でございす。これらに対しまして、先生御指摘のように、これを何とか考えてまいらねばならぬというふうな存じておられますが、実はこの問題に關しましては、いろいろな権利の保護の問題、先生御指摘のような私権の保護の問題等もからみますので、今後建築審議会あるいは住宅地審議会等におきまして十分検討いたしました上でのる案を考えてまいりたい、かように存じておる次第でございす。

○山本伊三郎君 それに關連して、いま高層マンションが都会地に多くございす。建てるのは自分の土地だから幾ら高くてもいいし、自分の所有地だからどう建ててもいいのですが、それによつて近所の低い住宅は、日照権で、全く住む価値がないようになつてやうのですね。こういうものに對する規制の措置はないのですか。

○説明員(白川英樹君) 現在、建築基準法上、高度地区という制度がございまして、高度地区によりまして建物の各部の高さが規制されますから、たとえば東京、大阪など大都市におきましては、高度地区を活用いたしまして、北側の斜線制限を採用することによりまして、日照権をある程度確保いたしております。それから、今度建築基準法の一部改正の案を考えておりますが、これには新たに北斜線の制限、この制度を採用いたしたすので、ある程度日照権の保護ができる、こういうふうな考えておられます。

○山本伊三郎君 それは例を見せにあなたを連れていつてもいいのです、日照権で困っている人がたくさんある。もちろん今度の基準法では、何か北側に建てるものは建築の高さを制限して何らあけたいですが、あけたら高いものを建てられちゃたら全然だめですよ。あれは建てる場合には都のほうで監督しているんですか。実際問題

で、建ててしまつたらあんな大きなやつ動かすわけにいきませんからね。だから、建てるまでにはほどと地調査といひますか、許可するときには考へなくちやならぬと思ふんですがね。一応法律から見ると日照権は確保されているようですが、実際は、それは住宅地でないから私はそうなるかと思ふのですが、その点はどうなんですか。

○説明員(白川英留君) 建物の審査につきましては、現在小さい建物につきましては区でやっております。それから大規模建築につきましては都でやっておりますが、そういった日照権の保護につきましては、やはり非常に土地の値段が高くなつておきますので、眼界があらうかと思ひます。したがつて、建てるほうも、お互いにある程度下がらないと、建てるほうだけ制限を課す、こういうことは非常にむづかしいのぢやないかと思ひます。したがつて、大都市におきましては、場所によってはある程度日照権の問題が起るのにはやむを得ないのぢやないか。特に住居地域につきましては、住宅専用地域にいたしますと、今度の基準法の改正によりまして、高さが十メートルで押えられますので、ある程度日照権が保護されると、こういうふうにご考へておきます。

○山本伊三郎君 ぼくは、法律がだんだん改正されて、ある程度日照権にしろ、あらゆる公害についての配慮はされてきておると思ひますが、実際問題で、やっぱり土地の利用については全く私は無制限といふか、放置されたような状態にある。これはよほど考へてやらぬといかないと思ふ。で、われわれも実際は法律を立法府としてやつておるのですから、こういうことはあり得ないといふやうか、あるいは執行上の問題がある。したがつて、そういうものを根本的に考へなければ、幾ら法律をつくつたつて、それはぼくは何もならぬといふ表現はしませんけれども、現実には非常にそういう問題が残つておるといふことを建設省も十分考へておかなければならぬ。そういうことで、

土地の問題については一応その程度で終わりますが、もう一ぺん土地の問題で聞いておきます。

土地収用法はこの前の国会で改正されました。それで、土地収用法による各施行団体、施行団体といひますか、あれの権限といふか、能力といひますか、それがだいたい強化されているようですが、あの土地収用法が改正されて、相当公共事業、または公供に準ずる事業についての施行がある程度前進しましたか。

○政府委員(川島博君) 土地収用法は一昨年の国会で改正されて、昨年の一月一日から施行になつております。改正の一番大きなねらいは、従来裁判時の価格で収用値段をきめておりましたのを、事業認定時の価格で算定をする、こういうふうなところをねらいがありますが、あわせて収用の手続が、従来は三年か四年かかるものを、それをスピードアップする意味におきまして、事業認定から裁判申請の時期までを一年間というふうな期間を固定いたしました。これによつてスピードアップをはかるということでございます。新法が施行されて以来やつと一年を経過したところでございますが、この新法が施行になりましてから、特に件数がふえたといふことはございませぬ。ただ全体として新法のねらいが、手続をスピードアップするといふところにはねらいがございませぬ。従来と比べて裁判までの期間ははるかに短くなつております。したがつて、全体としては公共用地の取得がスムーズにまいつておるといふことがいえます。

○山本伊三郎君 そうすると、現在の施行団体の施行については、いまの土地収用法ではそれでいい、これ以上土地収用法については改正する必要はないといふ考へ方ですか。

○政府委員(川島博君) 現在の状況では、特に不都合ないし改正を要するといふ点はないように考へております。

○山本伊三郎君 政務次官、どうですか。

○政府委員(渡辺栄一君) ただいま計画局長が御答弁申し上げました現在の時点におきましては、

お願いをいたしております収用法を確実に実行していくということをやつていけるのではないかと、いふふうに考へております。

○山本伊三郎君 ぼくは実際地方公共団体の施行者から聞くと、それは聞いておらない。問題が相当あるといふことです。冒頭に申しましたように、なかなかそう簡単に、土地収用法といつたつて、その円滑に敏速にやれない場合が多いのです。よ、実際問題として、道路計画、都市計画路線を引いても、一軒か二軒立ちの出来ないために、相当長距離の道路が使用ができないという状態がある。聞いてみると、やはりそういう問題残つておるようですが、建設省がそれで十分だといわれるならそれでいいのですが、私は問題があるといふことを聞いておつたから、もう少し建設省もそういう下部の実情といふものを十分調査をされていらないのぢやないかと思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員(川島博君) 土地収用法が改正をされましたから、昨年四十三年でございませぬが、ちよつと資料を見ますと、事業認定件数が四百件程度になつております。これに對しまして、収用委員会が裁決をいたしました件数は百三十件程度になつております。御承知のように収用委員会が強権をもつて土地を強制取得の決定を下すか下さぬかは、この事業を行ないます、たとえ電力会社なりあるいは道路管理者なりが、収用委員会に裁決の申請をして、この土地はどうしても任意交渉では買えませぬから、強制取得をしたいのでお願いいたしますと、そういう申請がございませぬと収用委員会は動き出せないわけでございます。したがつて、果の収用委員会の能力不足でないかと、そういう御趣旨の御質問だと承りました。現実には土地が買えないといふのは、事業主体が何らかの意味において強制取得の手続に踏み出すことを決つておる、そういうところに問題があるのぢやないかと、果の収用委員会の事務局なりあるいは収用委員会自体の能力に不十分な点

があるから問題が解決しないということではないといふことを私は申し上げたいのでございませぬ。

○山本伊三郎君 これはここまで言つていかどうか知りませんがね、ここが都市計画路線になるといふことをある有力なボスが知ると、自分は所有権とか、そういう土地を買つたのぢやなくして、裏から回してそういうものを先に買つてしまつて、そういういわゆる収用するときいろいろごね得といひますかね、それがあな言われたように、その収用委員会に申請できないような有力者が入つてしまつて、そういう問題を起すといふ例も聞いておるのです。政治的にいろいろ問題は表に出てこないのです。政治的にいろいろ問題があるといふことです。普通の居住者であれば、それはなかなかそこまでがなければませんが、相当の力の有力者といひますか、ボスといひますか、そういうものがからまつておるといふ例はあるのです。したがつて、そういうものに対してどうやるか、これはもう政治的な社会的な問題に發展するのです。土地収用法の問題でなくして別の問題がからまつてくるしね。そういう、ぼくは、問題があるから、冒頭にいろいろ話した点はそこにあるわけですね。それが非常に都市再開発に障害を来たしているといふことの例は、相当あなたのほうも聞いておるだらうと思ふのですが、あるのです。こういう点はひとつ建設省も十分考へてもらいたいと思ふのです。ここで私はそんな指摘をいたしません。それがかえつてまたその地方において悪い影響を与えたらいけませんから言ひませんが、そういう問題が相当ある。

それでもう一つ、道路のことについておきませぬ。問題はだいたいご転換してきたのですが、道路も土地のうちですがね、首都高速道はもうすでに御存じのように、相当できましたがね、もうすでに実は第一号線、第二号線ですか、首都の、もうちよつと車は高速じゃなしに低速のような状態になつてきたのです。これ一体どういふ計画、これは建設省でない、別の外部団体だが、これは道路政策については建設省責任あるのですが、これ

はどういう見直しを持っておられるのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 先生御承知のように、首都高速道路は当初、現在できております環状線と、それからそれがタコの足のように四方に伸びまして、大体環状六号線の辺までの計画だったのです。その後都市間の高速道路というふうなものもどんどんできてまいりましたので、これらを延伸いたしましたして、東京外周区におきます環状線に至るまでは高速道路を伸ばしていこう、こういう計画で、現在たとえば渋谷、新宿でとまっております路線の延長でございますとか、池袋まで、近々でき上がりますが、池袋までいく路線を新大宮バイパスまで延ばすということをやっております。

やはり外に延ばす中に入ってきて中が込むわけです。これに対する対策を計画面で検討いたしております。内都市街地におきまして、もう一つ高速道路のネットワークなり、あるいは路線なりをつくっていく計画を立てなければいかぬ。また同時に弾丸道路の計画があります。弾丸道路をできるだけ早く行なうて、それによる内部構成の緩和ということも考えていかなければならぬというふうなことで、いろいろの問題があります。計画の問題といたしまして、現在建設者と公団で、新しくどういふ路線がほしくて、現在あります計画のどの路線をスピードアップしていくかということを検討中でございます。

○山本伊三郎君 私は酷な言い方か知りませんが、いまの建設省では道路政策の能力ないと私は思っています。これは建設省を責めるのは無理だと思います。都道府県等もありまして、県道もあるから、ただ高速道路をつくる計画、これはもうつくってやる、それと国道とのつなぎ目、それから市道といいますが、区道といいますが、都道府県道のこれに対する有機的な設計ひとつもできていないのです。だから高速道路のときはある程度はあつと走らせて、どこへ行ったらいいかわからない。ちょうど穴を掘られたあとのアリの姿のようです。右往左往している状態、上

から見ると。だから私は道路政策というものは一貫したものでなければならぬか、こういう考え方でやられておるのですか、道路政策は。

○政府委員(竹内藤男君) 道路政策というのは、全国的な道路政策は私の担当じゃございませんが、たとえば東京の区部の道路交通というものをどう処理するか、またそれと周辺部の関係もございませうけれども、それにつきましては、やはり現在ございませう放射線、環状線というふうな主要な幹線街路の整備、それから高速道路の整備ということもマツチしてやらなければいかぬということ、たしか三年ぐらい前に東京の街路網計画の大幅改正をやったわけ。その際に、基本的には高速道路が大体三ぐらいの割合で持つ、街路が七ぐらいの割合で持つということで、大体昭和五十五年から六十年ぐらいの目標でございませうけれども、そういう時点におきまして交通需要に対応できるように道路網という形で計画決定をいたしております。これは具体的な計画決定をいたしております。これは具体的な計画決定をいたしております。これは具体的な計画決定をいたしております。

先生おっしゃいますような、外から入ってまいります高速道路なり、国道なりと街路なりの連結という問題につきましては、私ども十分気をつけております。たとえば、外からいろいろな縦貫道その他入ってまいりますので、それに間に合うような都市内の高速道路も、それに接続するのだというところで、いろいろ苦心をいたしておるわけでございます。片一方ができませんという状況が現にあることは、私どもも自覚いたしておるところでございます。

○山本伊三郎君 これは建設省だけ責めるのは無理だと思います。で、一体自動車の増加テンポと申しますか、増加の極限と申しますか、大体建設省は道路網を設定する場合に、日本の保有の自動車は最高どれくらいまで見ておられますか。

○政府委員(義輪健二郎君) 私たち道路整備の長期計画をいろいろ考えております。現在の自動車の保有台数は大体二百万台くらいになっております。将来私どもの長期構想では、昭和六十年を目標に、それまでにいまの日本の全国的な自動車の保有台数と道路のバランスをとってまいりたいということ。計画を立てております。その時点の車の台数の推定をいたしておりますが、これは私たちが以外に企画庁及び自動車工業会その他でやっております。現在建設省が二、三年前に出しましたのは、国民所得の増、そういうものから推計したものでございます。昭和六十年で大体三千万五百万台という数字を推定しております。これはいろいろほかのところの推定値もございまして、いまでは三千万五百万台というのにはちょっと少ないのではないかと、そういう意見が非常に多いのでございます。私たちが、三千万五百万台による交通需要、これに対応する長期計画を立てておるような次第でございます。

○山本伊三郎君 三千万五百万台とすると、人口三人に一台というふうな割合ですか。

○政府委員(義輪健二郎君) そのときの人口が大体一億二千万ぐらいを予想しておりますので、三人ちょっとというふうな数字になるかと思っております。

○山本伊三郎君 そうすると、六十年代になると道路も大体それに沿うようになるような計画といえますか、そういうふうになっておるのですか。

○政府委員(義輪健二郎君) これは非常にマクロの計算でございまして、三千万五百万台の車の交通需要、そういうものから道路、現在の幹線道路、これは県道以上を入れておりますが、そういうものの交通のキャパシティを見る、そういう点からどれくらいの道路が必要かという計算をいた

してあります。それによりまして、いまの国道の混雑が大体キャパシティと同じくらいになるというふうな計算をしております。ただこれはマクロの計算でございますので、私たちが、いまの都市の道路につきましましては、東京を一つ例にとりまして、東京に任んでおる人が全部車で通勤をするというふうなことはどうも考えられない。やはり都市の交通の問題は、そのほかの都市交通手段でございませう鉄道、地下鉄、こういうものとあわせて都市の交通を処理していくという考えのもとに、大体昭和六十年ぐらいをめどに、大体そういう交通の需要と道路キャパシティを一致させるというマクロの計算をしておるわけでありませう。

○山本伊三郎君 そういう資本の、特に道路に対する資本投下は非常に膨大なものですね。その場合に、どれくらい国の予算を、道路計画として、単に国道だけでなく、都道府県道を合わせてどれだけの投資総額を見られますか。

○政府委員(義輪健二郎君) これは道路をつくるだけじゃなくて、やはり道路の維持管理の仕事もあると思っております。そういうものを全部総計いたしまして、的確な数字をなかなかつかめないのでございます。大体四十年程度の価値で見ますと、約五十兆兆くらいは金がかかるのではないかと想像しております。

○山本伊三郎君 これは予算面からもなかなかそれは簡単にいかない。予算委員会でもちよつと聞いたのですが、そう深くは聞かなかつたのです。五十兆兆、これは貨幣価値の変動があり、物価も上がりますから、私は五十兆兆ではなかなかないかという一応の計算をしておるのですが、それだけのものを年間これを政府の投資だけでやるには相当問題がある。実際問題としては、あなたのほうが専門家ですから、数字をはじいておられると思いませんか。六十年というのとあと十五年ほどですね。それは毎年何兆億円の金をつぎ込まなくてはならない数字になりますね。それは実際国家予算から見ても可能性があるかどうか。計画はあなたの言われたことわかりますけれど

も、国の予算なり投資財源から見ると、私は相当問題があるのではないかと思うのですが、これは建設省はどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(義輪健二郎君) いま先生のおっしゃいますように、五十数兆というものは、これは物価の値上がりもありますから、それはそれ以上にふえるということになると思います。それを昭和六十年までに達成するということは、これは非常に容易ではないというふうな考えをしております。四十四年度について言いますと、四十四年度では国が直接負担いたしますもの及び補助いたしますもの、それから地方が単独でやりますもの、並びに財政投融資で行なっております有料道路、こういうものを全部ひくるとして、大体一兆千億か二千億程度ではないかというふうに考えております。それではなかなか自動車の増加、現状の道路の整備が追いつけないというふうな状況でございます。また、それはやはり、端的に言いますと、国が出しますそういう道路関係の費用のための財源をどう調達するか、また地方が行ないます場合の地方自治体の財源をどう強化していくか、また有料道路が今後相当、こういうふうな財政の状況でございます。必要になってくるかと思っております。またいま一部でいわれておりますように、民間資本で有料道路をつくれという声もございまして、現在いろいろ検討しておるわけでございまして、あらゆるそういう財源の問題及び民間資本の問題を考へまして、昭和六十年までには何とかいままの道路のおくれを取り戻したいというふうに考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 言われることは、そういう答弁しかできないのでしようが、現実性はありますか。現実問題としては、ぼくは不可能だと思っておるのです、財源的に見ましてですね。これは計画は幾らでも立てられますよ。しかし実際問題として是不可能だろ。そういうことを考えますと、交通地獄と申しますか、はますます解消できない。しかも年々交通事故による死亡者はふえてくる。

これらについて政府はどう考えているか、ここに一つの手があるんですが、それはまたあとで私言いますけれども、どれほどで皆さん方が説明されても、合理性がない。これをどう解決するか、交通公害委員会も特別につくってやっておられますが、方々で聞いても、ただそういうことをいわれるだけであって、現実はどうするかという、財政的に見て、財源的に見てこれはだめなんだ。これを一体どうするか。それは年月がたれば、やがては計画は達成できるでしょう。あなたの言われる六十年までは別として、三十年たち、二十一世紀になれば、ある程度できるかもしれないけれども、それまではどう交通の整理をするか、この点については建設省だけの管轄ではないけれども、そういう構想があるんですか、それまでの交通に対する対策があるんですか。

○政府委員(義輪健二郎君) 私たちいま道路の整備を急いでおります中では、大きく分けますと、やはり非常に交通の混雑しているところの道路の混雑緩和のための道路整備、またもう一つの柱は、やはり地方の地域開発のための道路整備、かなりこれは同じ道路整備でも性質が違ってくると思っております。問題はやはり混雑しておるところの道路をいかにして整備していくかの問題でございます。先ほど東京都内の問題もございました。都内の問題につきましては、私たち、これは逃げ口上になるかと思っておりますが、やはり道路の問題だけではないで、都市交通全体の問題として考えていかなければいけないのじゃないかということがまずあろうかと思っております。また道路につきましても、現在の都内の首都高速道路及びその下の街路網の問題でございます。これについても決まっています。均衡がとれておるとは思っておりません。また、その街路を広げるようになりましても、これは非常に用地費の問題もございまして、物権移転の問題もございまして、簡単にいく問題ではございません。また、こういうものを一体どうするかということになりますと、私たちがいまの都市交通及び東京周辺の交通については、まず大きな一つの

幹線、幹線について相当力を入れてまいりたい。で、幹線のはけをよくするということがまず第一。さらにこれは非常に交通安全の問題からいいますと問題があるかと思っておりますが、都周辺におきます県道、市町村道、こういうものがある程度整備されないと、なかなかその幹線だけをキャパシティをふやしても、それがはけ切れないということになりますので、やはり幹線の整備、これはどっちかといえますと、一般道路じゃなくて、自動車の専用道路になりますと、有料制を考えていかなければならぬと思っております。ある方向について重要なものをまず重点的に取り上げる以外には、私たち方法がないように思っております。そういうような重点的な幹線の道路の整備と、あとは周辺の市町村に至るまでの末端の、血管でいいますと毛細管にならうかと思っております。こういうものをあわせてやっていくこと以外にはないのじゃないかというふうな考えで進めてまいりたいと思っております。

○山本伊三郎君 じゃあ道路に関連して労働者の問題をちょっと尋ねておきますが、いま労働力非常に不足を来しているのですが、現在ほとんど幹線道路にしろ、建設省直轄の事業にしろ、あるいは地方団体の事業にしろ、ほとんど請負制度になっておるんですね、下請ですね。大きい土建屋がやっておりますが、これに対する特に出かせぎ者に対する対策というものは、建設省はそれらタツチ、監督できる立場にあるのですか。

○政府委員(川島博君) 御承知のように、労働者の雇用につきましては、職業安定法によりまして取り締まっております。したがって、建設省の雇用者は、ホワイトカラーまで入れますと、約三百五十万以上になっておるわけでございます。単一の業種としてはまあ農業に次ぐ大きな従業者をかかえておるわけでございます。したがって、労働者の問題、労働者の問題につきましては、労働者の所管ではございますけれども、労働省にまかせっぱなしというわけではございませんで労働省

と協力いたしましていろいろ手を打っております。○山本伊三郎君 土建ブームとよくいわれるのですが、これは一つの愚問のようになりますが、土建業者ふくれていきますが、もうかる産業ですか。○政府委員(川島博君) もちろんこれは商売でございますから、まあ損をするためにやる業者はございませぬですが、最近の傾向を見ますと、だんだん利益率が低下をしております。これはいろいろ原因があるかと思っております。一つにはやはり過当競争が原因であろうと思っております。無理をして仕事をとりとることがあるかと思っております。また労働者が不足で、非常に高い賃金を出さないと人が雇えないというふうなことから、非常にやはり苦しい思いをしておる。そのために、最近におきましては、一般的に他の産業に比べましても、利益率が低下をしておるのが実情のようでございます。

○山本伊三郎君 愚問であったか知りませんが、建設業者、いわゆる土建業者ですか、もうその大企業中心に集約されてきますか。中小のああいふ土建業者は、いま言われたのもそういう原因があると思うのですが、過当競争で弱小土建業者はほとんどもう倒れていくというふうな状態でもあるように聞かれますが、それは数字的に建設省はそんなものは把握されておるのですか。

○政府委員(川島博君) 建設業者は、現在建設業法によって、登録を受けないと仕事ができないのは御承知のとおりと思っておりますが、昭和二十五年にこの制度が発足いたしました当時は、登録業者は約三万三千ございまして。今日業者数はすでに十四万をこえております。年々の状況を見ますと、新規の登録業者が約二万ほどございまして、初めにおきまして倒産が約二千四百、そのほか蒸発を入れますと、年間約八千から一万の業者が消えていっております。したがって、差し引き純増が一万数千、その大部分は零細な業者でございます。以上の中小企業以外の企業は、一%に満たない。し

たがって九九%以上が中小企業でございます。それがまた毎年一万ずつふえるわけでございますから、相当な競争になっておるわけでございます。○山本伊三郎君 それは商人ですから、なかなか競争が激しいと思えますが、結局ふえていくことはもうかることですね。したがって土建業者、それは経験をおいておるのですがね、相当労働者の基準局あたりでも監視しておると思うのですがね。また飯場でもきびしい飯場があるらしいのです。聞いてみれば、表面の賃金は非常に高いのですが、飯場における何といひますか、費用というものが相当高くとられちゃう。出かせぎにきたけれども、非常に悲劇であるということで、私のほうに陳情がきたことがありますが、政務次官はこの出身が知りませんが、そういう点については、これは労働省の管轄で、建設省はそういうことは関係ないのです。

○政府委員(川島博君) 昔はよくタコ部屋などと呼ばれて、相当陰惨な飯場で重労働をしいられるという実例がございました。しかし現在におきましては、この人手不足の時代でございますから、そういう過酷な労働条件下の職場があるはずはございませんし、またそういう人の使い方をしておったんでは人が集まりませんから、それはいまや伝説になったと私も思っております。しかし、それは現場によりまして、非常にまあ待遇といたしまして、福祉厚生施設が完備した現場もございまして、中には下請等の現場で、それほどでもない現場もあるわけでございます。また賃金につきましても、いろいろとお話がございまして、たけれども、私も承知いたしている範囲では、むしろ表面賃金は安くて、実質賃金は高いという実態のほうは、毎年屋外賃金労働者の調査を労働省が実施しておりますが、その結果は相当実質賃金より低く出ているという事は事実であります。これは私もある程度事実だろうと思えますが、それを見ましても、いわゆる帳面づらの賃金の値段と実際に労働者に支給される賃金、これは実際に支払う賃

金のほうが帳面づらの賃金よりも高いのが実態じゃないか、そういうふうには私には思いません。○山本伊三郎君 それはどういふことですか。帳面づらは低いけれども実際は高いというの、どういふことなんでしょうか。○政府委員(川島博君) 現実に毎年八月に労働省が監督署を使いまして、五人以上の事業所を抽出いたしまして、八月中に支払った各個人別の賃金の調査をいたすわけでございます。ただいま私も公共事業の設計に積算する賃金の単価、これは八月に行なわれます屋賃調査の結果をそのまま利用いたしております。ところがその結果を利用いたしますと、非常に実勢より低いという事で、非常に業界から非難を受けておるわけでございます。なぜ低いのかと申しますと、結局実際に支払われている賃金よりも台帳に記載された賃金のほうが相当低いという実態がわかったわけでございます。それで最近では、昨年からでございますけれども、賃金台帳には正規に支払った賃金をそのまま記載してほしい、それを下回る賃金を記載するのは従来のもので、行政指導をいたしまして、昨年からはいふ改善されたわけでございますが、少なくともその以前は、実態において両者に相当乖離があったことは、これは事実でございます。

○山本伊三郎君 その実勢の賃金は高くて帳面づらが安いというの、なぜそういうテクニックをしなければいけぬのですか。○政府委員(川島博君) それは私もは実態をつまびらかにいたしません、おそろしく税金その他の関係で業者が操作することになると思えます。○山本伊三郎君 あなたは要らぬことを言うから疑問が生じてくる。脱税のためにそんなことをしているという事は、そんなことはあり得ると思いません。そんなことは慎むべきだと思えます。業者が脱税するために実際よりも低いやつを帳面につけておるといふことは、私はあまり速記

録に残さぬほうがいいと思えます。それは建設省、関係ないでしょうけれども、国会ですすからね。そういう問題があるという事は、これは政府当局が言うられると問題があるから、私は非常にそういう点は同情的ですから、委員長、その点はひとつ計らったほうがいいと思えます。そういうこと残しておくといふかぬと思っております。○政府委員(川島博君) 不適當であれば取り消すことに異存ありません。

○山本伊三郎君 それはそれにしまして、まだだいぶあるのです。皆さんの顔を見てみると気の毒に思いますが、もう少ししんぼうしていただきたい。次に、水の問題ですね。土地、道路、水、まだもう一つあるのです。河野建設大臣のときに私質問したことを覚えておるのですが、あの人はなかなか大胆な人ですが、各都市では水道の問題で、水源の問題、相当問題があるのですが、これはひとつ私の知識を得るために聞いておきたいのです。年間日本の河川に流水される水の総トン数は、あの当時六千億トンとか聞いたのですが、いまだどういふことになっておりますか。○政府委員(坂野重信君) 先生のおっしゃるとおり、大体六千億トンでございます。

○山本伊三郎君 そのうち実際農耕、工業用水、水道、飲料水、それらに利用されておる水の量は幾らですか。○政府委員(坂野重信君) ちょっと内訳はあれでございまして、全体としましては、大体一〇%でございまして、六百億トンでございます。○山本伊三郎君 そうすると、あとの九〇%がむだに流されておるといふことですね。非常にこの問題を私はどう、解決するかという事は、これは政府のほうの施策に待つほかないと思っております。五千四百億トンというのはむだに流されておるのですね。○政府委員(坂野重信君) そういうことになりま

○山本伊三郎君 それは何か利用する方法はないのですか。○政府委員(坂野重信君) まあ御指摘のとおりでございます。私もそのむだに放流されている水をできるだけ利用度を上げたいという事で、まあ水資源開発と称して行なわれておるダム建設あるいは河口せきの問題等は、これは有効に利用するための、いわば利用率を上げるためのものでございまして、特に首都圏とか、あるいはまたその他の近畿圏、北九州、山陽等は非常に水が逼迫しておりますので、そういう地域につきましてはひとつできるだけ、この昭和六十年ごろまでに、できればひとつ五〇%以上まで上げたいという事を計画いたしております。この数年間かかってそういう調査を実施しております。またそれと同時に、各地にダムの建設を計画し、また着々実行いたしておるわけでございます。それで、できますれば全国平均二〇%以上は上げた。特に水事情の逼迫している地点については、地域については五〇%以上ということを目途に計画を進めておる段階でございます。

○山本伊三郎君 建設省の構想はいいのですが、各道府県ごとに水争いとか水利権といひますか、そういう問題をたびたび聞くのですがね。たとえば岐阜・愛知ですか、三川の問題ですがね、それから四国の吉野川、あれは大体香川・徳島、話があったようでありまして、そういう問題はあまり問題がないですか。○政府委員(坂野重信君) 個別的に申し上げますと、四国につきましては幸いに長年の懸案の調整もつきまして、いま着々水資源の開発の工事を実施中でございます。木曾川につきましてもいろいろ問題がございまして、これも閣議決定いたしております。その他の地域につきましても、一本一本の川を取り上げますと、やはり上流県と下流県、やっぱり水を使うほうと建設するほうとで、いろいろな歴史的な変遷がございまして、できるだけ一本一本片づけていくように努力いたして

○山本伊三郎君 それは何か利用する方法はないのですか。○政府委員(坂野重信君) まあ御指摘のとおりでございます。私もそのむだに放流されている水をできるだけ利用度を上げたいという事で、まあ水資源開発と称して行なわれておるダム建設あるいは河口せきの問題等は、これは有効に利用するための、いわば利用率を上げるためのものでございまして、特に首都圏とか、あるいはまたその他の近畿圏、北九州、山陽等は非常に水が逼迫しておりますので、そういう地域につきましてはひとつできるだけ、この昭和六十年ごろまでに、できればひとつ五〇%以上まで上げたいという事を計画いたしております。この数年間かかってそういう調査を実施しております。またそれと同時に、各地にダムの建設を計画し、また着々実行いたしておるわけでございます。それで、できますれば全国平均二〇%以上は上げた。特に水事情の逼迫している地点については、地域については五〇%以上ということを目途に計画を進めておる段階でございます。

○山本伊三郎君 建設省の構想はいいのですが、各道府県ごとに水争いとか水利権といひますか、そういう問題をたびたび聞くのですがね。たとえば岐阜・愛知ですか、三川の問題ですがね、それから四国の吉野川、あれは大体香川・徳島、話があったようでありまして、そういう問題はあまり問題がないですか。○政府委員(坂野重信君) 個別的に申し上げますと、四国につきましては幸いに長年の懸案の調整もつきまして、いま着々水資源の開発の工事を実施中でございます。木曾川につきましてもいろいろ問題がございまして、これも閣議決定いたしております。その他の地域につきましても、一本一本の川を取り上げますと、やはり上流県と下流県、やっぱり水を使うほうと建設するほうとで、いろいろな歴史的な変遷がございまして、できるだけ一本一本片づけていくように努力いたして

○山本伊三郎君 それは何か利用する方法はないのですか。○政府委員(坂野重信君) まあ御指摘のとおりでございます。私もそのむだに放流されている水をできるだけ利用度を上げたいという事で、まあ水資源開発と称して行なわれておるダム建設あるいは河口せきの問題等は、これは有効に利用するための、いわば利用率を上げるためのものでございまして、特に首都圏とか、あるいはまたその他の近畿圏、北九州、山陽等は非常に水が逼迫しておりますので、そういう地域につきましてはひとつできるだけ、この昭和六十年ごろまでに、できればひとつ五〇%以上まで上げたいという事を計画いたしております。この数年間かかってそういう調査を実施しております。またそれと同時に、各地にダムの建設を計画し、また着々実行いたしておるわけでございます。それで、できますれば全国平均二〇%以上は上げた。特に水事情の逼迫している地点については、地域については五〇%以上ということを目途に計画を進めておる段階でございます。

○山本伊三郎君 建設省の構想はいいのですが、各道府県ごとに水争いとか水利権といひますか、そういう問題をたびたび聞くのですがね。たとえば岐阜・愛知ですか、三川の問題ですがね、それから四国の吉野川、あれは大体香川・徳島、話があったようでありまして、そういう問題はあまり問題がないですか。○政府委員(坂野重信君) 個別的に申し上げますと、四国につきましては幸いに長年の懸案の調整もつきまして、いま着々水資源の開発の工事を実施中でございます。木曾川につきましてもいろいろ問題がございまして、これも閣議決定いたしております。その他の地域につきましても、一本一本の川を取り上げますと、やはり上流県と下流県、やっぱり水を使うほうと建設するほうとで、いろいろな歴史的な変遷がございまして、できるだけ一本一本片づけていくように努力いたして

○山本伊三郎君 建設省の構想はいいのですが、各道府県ごとに水争いとか水利権といひますか、そういう問題をたびたび聞くのですがね。たとえば岐阜・愛知ですか、三川の問題ですがね、それから四国の吉野川、あれは大体香川・徳島、話があったようでありまして、そういう問題はあまり問題がないですか。○政府委員(坂野重信君) 個別的に申し上げますと、四国につきましては幸いに長年の懸案の調整もつきまして、いま着々水資源の開発の工事を実施中でございます。木曾川につきましてもいろいろ問題がございまして、これも閣議決定いたしております。その他の地域につきましても、一本一本の川を取り上げますと、やはり上流県と下流県、やっぱり水を使うほうと建設するほうとで、いろいろな歴史的な変遷がございまして、できるだけ一本一本片づけていくように努力いたして

おります。

○山本伊三郎君 あれはどうかになりましたか、大阪と滋賀県の水争いといいますが、琵琶湖の問題は、その後どうなっておりますか。

○政府委員(坂野重信君) 琵琶湖の問題につきましては、ここ数年來建設省を中心にして調査をいたしております、やはり近畿一円の水の問題を解決するためには、どうしても琵琶湖の開発が必要であるということで、目下調査中でございまして、できるだけ早い機会に滋賀県—特に滋賀県の協力がなければなかなか琵琶湖の開発はできないわけでございますので、しかも一方、下流のほうは非常に水が逼迫しつつある状態でございますので、できるだけひとつ滋賀県の説得ということに最重点を置きまして、同時に滋賀県の周辺の関連地域というふうなことも考えまして、滋賀県だけが犠牲にならないような方向で、ひとついろいろ考えてまいりたいということで、鋭意調整中でございます。

○山本伊三郎君 なかなか水の争いというのは昔からこれは問題があると思うのですがね。これはやはり国全体として計画を立ててやらなければ解決しにくい問題じゃないかと思うのですがね、この水の問題、先ほど言われましたように、一〇%しか利用されていない、九〇%まではむだに放流されてしまっておる。やはり理解すれば、私はこれは解決する道はあると思うのですがね。東京の場合も、群馬県との間にいろいろ問題がありましたが、おのの主張があると思うのですが、河野建設大臣のときには相当思い切った—もうなぐなられたけれども、滋賀まで来て当時の知事もお話をしたと聞いていますからね。これは単に何も滋賀と大阪の問題だけじゃないんですかね。建設大臣としては権限はないんですか、水の使用に對して。

○政府委員(坂野重信君) 建設大臣が一般河川につきましても河川の管理者でございます。そういう立場で権限があるわけでございます。ただ水資

源を開発する場合には、幾つかの水系を指定しておりまして、その水系にかかわる水資源の開発の基本計画は経済企画庁長官といいますが、内閣総理大臣の担当で、企画庁が担当して、各省に協議して基本計画をまとめることになっておりますが、やはり多目的な洪水調節も含んだ全体的な総合計画については、主として建設大臣が、実際の仕事を実行する場合には建設大臣が主管という事業にはほとんどなっておりますので、そういう立場で実際の水資源を開発する場合には建設大臣の立場としては河川管理者の立場から、河川の利用という面につきましても、総合的な責任が建設大臣にあるわけでございます。琵琶湖の問題につきましても、大臣も近く滋賀県において現地も視察したいということをおっしゃっておりますし、ひとつ積極的の開発を進めてまいりたいというふうな思いに考えております。

○山本伊三郎君 水の問題、最後にありますが、問題は水道の問題ですね。非常に都会地は水が不足しておるといふこと、東京も最近若干条件がよくなったようですが、これはまたやがて行き詰まってくる時があると思うのですがね。こういう水資源について、いま言われたいろいろな計画なり、そういうことを言われたんですが、一応この十数年間の間に、そういう問題のないように一応の計画はできておるんですね。

○政府委員(坂野重信君) 先ほど申し上げましたように、一応の全国的な水の需給のバランスというものは、概括的にできております。個々の問題につきましても、やはり立ち入り調査等、ダムサイトごとに行う調査はたさなければなりません。それをごさいますして、概括的にはできておりますが、それをさらに詳細に具体化するにあたっては、さらに現地ごとにひとつ調査をして、そういった精度を高めると同時に、具体化のいろいろ設計なり段取りというものを計画してまいりたいというふうな思いに考えております。しかし、全体的な概括的な見通しとしては、昭和六十年ごろを見

通しまして、どのぐらゐの水が各地にあって、それに対してどういふおよその手当てをすればカバーできるかというふうな見通しは立てております。

○山本伊三郎君 見通しはできておるが、なかなか実施には問題があると思うのですがね。そこでもいまい言われたが、東京を中心すれば、おのずから水源開発の限界がありますね。そういうことで一応長崎とか鹿児島、北海道は一つの都道府県でやりやすい、また河川も相当大きな河川がありますから、いまのところそう問題聞いておられますが、地域によると河川の水がほとんどない、そういう地域も相当ありますね。これについてはどういふ対策を持っておられますか。

○政府委員(坂野重信君) 先生の御指摘のように、非常に水のあり余っている地域と水の足りない地域と、河川あるいは水系ごとに非常にアンバラがございます。そこで、われわれとしては、できるだけ水系を相互に結ぶような方法を考えまして、いわゆる広域利水と私どもは称しているのですが、広い立場で面的に考えまして、従来どおらかという河川一本一本の開発は考えておったわけでございますが、河川を相互に彼此融通して、相互に広いエリアについての開発を考えておるわけでございます。いわば広域利水の立場で対処したいというふうな思いに考えております。

○山本伊三郎君 そうするには相当大じかけの工事といえますが、必要ですね、遠いところから水を運んでくるのですから。そういうことも考えられておるのですか。

○政府委員(坂野重信君) できるだけ隣接の水系をまず結び、たとえば関東の場合、すでに実行いたしておりますのは、利根川と荒川を結びまして、それからもう御承知かと思いますが、多摩川の小河内ダム、結局この三本ぐらゐが現実的に横につながった形で、彼此融通しながら東京都の水の供給をはかっているわけでございます。そういうふうなことで、さらにまた神奈川県あるいは千葉県、それから茨城県、そういうふうなところ

も、順次ひとつずつそういう方向に広げて持っていきたい。しかしやはり水の需要の地域に流れておる水を優先して開発度を高めるといふことでございまして、そういう順序でひとつ考えてまいりたいと思っております。

○山本伊三郎君 いま河川局長から言われましたが、そこに触れようと思つたんですが、工業地帯に對する水の利用というものは相当利用度が高くなつておるわけですが、そういう計画も含めてやられておるわけですね。工業地帯に對する水の利用というものは年々上がつておるわけですね。そういう計画もあわせてやられておりますか。

○政府委員(坂野重信君) 計画をする際には、工業用水もそうでございますし、それから水道用水も年々使用水量が上がつております。それもやはりにらみながら、全体の需要というものを考えて計画をいたしておるわけでございます。まあしかし、やはり将来の私どもの考え方としては、できるだけ一方において水の節約といいますが、水の使用量の節減ということをもひとつ呼びかけたわけでございますので、そういうものもあわせていろいろな計画というものを組んでまいりたい。幾ら計画いたしても、やはり異常な渇水の場合には不足気味でございますので、そういう場合においては、やはり東京都がやっております第一節水、第二節水という立場がございまして、ひとつそういう面でも私ども呼びかけて、何らかの水の合理的な使用ということもあわせて考えてまいりたいというふうな思いに考えております。

しまして、その辺の現存する水をできるだけ公平に配分できるような、できれば同じような安全度というものを考えながら、一方では非常にふんだんに使っている、一方では足りないということではまずいので、できるだけ水系全体として、総合的な水の使い方という考えに持っていくようにしたいと考えております。

○山本伊三郎君 水は、家庭では栓をひねったら水が出てくるわけじゃないですね。あれはお金出しているんです。ですからそんなにむちゃに使うということはないのですが、工業用水、これは相当私は多量に使っていると思うのですがね。工業用水ができてから相当水不足だといわれているのですがね。そういう点についてどう考えられておられるか、工業用水についての計画ですね。これは地下水である地盤沈下という問題がありますね。だからどうしても工業用水については問題があるのですが、工業用水について特別な配慮は建設省はしておるんですか。

○政府委員(坂野重信君) まあ特別のそういった行政的な措置というものはございませんが、やはりさつき先生言われましたように、従来の地下水のくみ上げでカバーできたものが、地下水をくみ上げると公害問題が出てくるというので、逆に工業用水に振りかえざるを得ないという問題がございます。ただ、工業用水になりますと、水道用水と違っていて、水質の問題も条件が違いますので、できれば下水、排水の再生産というように、あるいは海水の真水化というように、あるいはそういった質の面もございまして、ある程度はこういった質の面でカバーできるという方法も考えてみたいということで、これはもちろん建設省だけの政策ではできませんので、通産省とも十分協議いたしまして、そういう方向に持っていきたいというように考えております。

○山本伊三郎君 海水の問題がありました、いまの海水では冷却水でもちょっと問題があるらしいのです、塩分が強いから。したがって、あとで尋ねようと思っていたのですが、海水の利用は

アメリカでは実用化しているというように聞いています、私まだ視察しておりませんが。海水利用ができれば日本は水の不足はないと思うのです、四海海です。海水利用については建設省は何か計画、見直し、そういうようなものは持っておりますか。

○政府委員(坂野重信君) 海水の利用問題は、アメリカ等で原子力を利用したりしてやっております、まだ現段階におきましては、かなり単価が高い点でなかなかできませんが、しかし、日本におきまして、いわゆる海水の淡水化といいますが、河口湖、要するに川じりのほうに大きな池をつくり、あるいは一部河川を締め切るといようなことで、すでに部分的にはいわゆる淡水化に相当するような事業は行なわれているわけがございますけれども、何さま塩分の希釈の問題は金がかかるといふことで、いま直ちに実用化にはいかないと思っておりますが、まあ二十一世紀近くになってまいりますと、そういう技術も進歩すると思っております。いま科学技術庁あたりが中心になって調査、資料の収集をやっておりますが、建設省としても重要な問題でございまして、ひとつ側面的に検討、調査を進めてまいりたいというように考えております。

○山本伊三郎君 だいた参考になることをいろいろ教えてもらったのですが、ひとつ海洋開発についてこの機会に聞いておきたい。いろいろと建設省に御迷惑をかけるが、もうしばらく聞いておきたい。アポロ十号か十二号がやがて月に行くらしいのですが、これは竹取り物語のかぐや姫の夢が実現するのですが、浦島太郎の夢というものを一体どう考えておるか。海洋開発、これは相当重要な現実の問題になっておる。この間、国際的な会議をやられておるようですが、海洋には相当資源があるだろうと思っておりますが、日本には地下資源が非常に少ないので、海洋は相当あると思っておりますが、これについて建設省は何かそういう構想というか、考えを持っておられますか。

○政府委員(志村清一君) 先生御指摘ございましたように、海洋開発は今後の非常に大きな課題だと考えますが、建設省といたしましては、ただいまのところ個々にいろいろな検討をプライベートにやっておるといふ段階でございまして、省としてはまだ直接そういう問題に手を付けておられない状況でございまして。

○山本伊三郎君 海洋開発について、その可能性についてはいま若干言われましたけれども、現実の問題として相当これは遠い将来でなくて具体化してくる見通しを持っておられるのですか。

○政府委員(志村清一君) ただいま申し上げましたように、いわばプライベートな検討はいたしておりますが、公の立場で建設省としては海洋開発についての調査はいたしておりますが、私見ではございまして、海洋開発という問題もそう遠い将来の問題ではあるまい、かように考えております。

○山本伊三郎君 海洋開発という概念ですが、これは相当いろいろ問題があると思うのです。海底から油田を開発するということも一応の海洋開発だと、私はそう見えておるのです。もうすでに秋田県では、海の中にそういう油田のパイプを立ててやっておるといふことを聞いておるのです。原油の非常に少ない日本として、ほとんど原油は輸入しておるのです。そういうことで、いま官房長は何か勘違いされて、冒頭私が浦島太郎というように言ったので、そう言われたかという問題を取り上げておるのです。これは緊急な問題だと思っておりますが、どうなんでしょうか。

○政府委員(志村清一君) 先生御指摘のように、海底の石油の開発とか、あるいは石炭の採掘とか、個々具体化している問題は私も承知いたしておりますが、そういったものを含めまして、広い意味において海洋をどう開発していくかという問題は非常に大きな問題だと私も考えております。

よ。もう沿岸漁業はほとんど閉塞したような状態です。大陸だの問題にいたしましたもいろいろ問題があるのです。大体、漁業の面からいっても、いま申しましたように食物からいっても相当重要な問題がある。これは建設省の管轄じゃないですか。どこになるのですか、建設省でなければもう質問はやめさすけれども。

○政府委員(志村清一君) 海洋開発につきましては、ただいまいろいろ検討いたしておられるのは科学技術庁と承知しております。

○委員長(八田一朗君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(八田一朗君) 速記をつけて。

○山本伊三郎君 大臣、どうも御苦勞さまでした。いま海洋開発で聞いたのだが、あなたの管轄じゃないらしいので、これはちょっとおきます。またいずれ。

それじゃ、いろいろ声もかかるから、最後に万博でちょっと聞いておきます。実はこの前、通産大臣に万博を聞いたのですが、建設関係だけ残しておいたんです。建設関係は関連事業でやっておりますが、相当膨大な費用が使われておるようですが、建設関係の関連事業、いわゆる道路、下水、そういうものですね、これについては工事の進捗状態はだいたいどうですか。

○国務大臣(坪川信三君) 万博に関連いたします建設省所管の事業の進捗状況は、四十四年の二月時点におきまして、四十三年度に行なうところの事業計画の大体九三％は進んでおるといふようなこととでございまして、もうそれから一カ月有余たっておりますのと、きのう私、高山ダム竣工式がございましたので、その竣工式に参りまして、大阪地建局長その他関係の係官を呼びまして、督励がたその状況等も聴取いたしましたのでありますが、順調に進んでおられて、四十四年度の御案内のごとき一千七百億ほどの予算措置によりまして、三月までには完全に工事は終わるという状況でございまして、これを御報告いたしたいと思っております。

○山本伊三郎君 海洋開発という問題は、私は日本としても研究の非常に重要な課題だと思っております。

○山本伊三郎君 直轄事業については、相当ビツチをあげられていますが、各地方公共団体の関連事業で、これは相当問題があるようですが、建設省としてもやることは有機的にやっておられるんですか。地方公共団体、大阪府、大阪市、京都あるいは神戸、こういう団体の関係はどうなっていますか。

○国務大臣(坪川信三君) 昨日、大阪府の知事並びに大阪市長にもお会いいたしまして、関係の知事及び市長にもお会いいたしましてお聞きいたしました。大体順調に進んでおるといふことでございます。

○山本伊三郎君 通産大臣に聞いた場合に、大体三千万程度の、これは延べです、観覧者だ、収容人員だと言っておりましたが、五千万人になるかもわからぬというのがこの前の答弁でした、通産省のあれは係の人ですか。私は三千万、これは延べですから、観覧者で祭日とか休日、そういう場合にはいまの道路計画その他では相当無理があるという、私は大阪ですからたびたび視察もしておりますし、計画も聞いております。知事からも聞いております。ちょっと無理な点がある。私は見ておるんですが、一日最高のときにはどれくらいの収容人員があると見て計画されておりますか。

○国務大臣(坪川信三君) これにつきましましては、私の所管の何でございせんが、しかし国務大臣という立場からこの問題についても関心を持たなければならぬことは当然でございますが、ただ寡陋気といひますか、ムードといひますか、オリンピックの場合には期日が短期間で種目がそれぞれ決定しておりますから、前もって買う心理状況もそういうような点で、あの種目はぜひ見たいとか、あの日にはぜひ参りたいとかいうようなことで、先に前売り券が飛ぶように売って行ったのは過去の事実でございますが、これに對しまして長期間にもわたっておりますので、いつ何ぞきでも買えるというふうな、ひとつの心理的な作用も手伝っておるから、その成績が現時点においては

あまり好ましい姿でないというふうなことも聞いておりますが、きのう大阪市の市長さんたちの御意見によりまして、かなり前売り券でございますか、それに対するところの買う要望なり、あるいは空気が出てまいってきいておるといふような報告を聞いておるんでございまして、数字の点の大体のめどについては、私、的確にお返事いたしかねるので、また別な機会に御報告も調べまわしていただきたい、こう思います。

○山本伊三郎君 観覧者の数は、これは道路計画に私は基本的な問題があると思つておるんですよ。いまのところは何といひますか、名神高速道路、それから国鉄、バス、バスは道路で済ませがね。それから私鉄、地下鉄、問題はやはり自動車の問題だと思つておる。名神を利用して来る人、それから中央道を利用して来る人なんかから見ると、モントリオールでも困つたらしいですよ。私も建設中に行きました。それが一番問題だといわれておるんですが、ただ日本の場合は相当早いときから計画されておりましたが、その点について自信があるかどうか、ぼくは相当混雑をして、事故を起こすかどうかは別として、その点については建設省はどう考えておられますか。

○国務大臣(坪川信三君) 非常にありがたい御意見、また御指摘、恐縮いたしております。私もその点を憂慮いたしまして、きのう地建の局長等に對しまして、これに對する考え方、あるいは予想、あるいはそれらに對する施策の具体的方法等もただしましたのでございまして、万全を期したい点も私はかなりあると思つておる。その点は心配いたしておりますが、ある程度自信を持ってこれに對応できるというふうな考え方も持つておりますが、場合によってはかなりふくそうする点も出てくるんじゃないかというふうな心配もなきにしもあらずというところもございまして、地建の局長としてはかなり自信を持った答えをいたしてきておりますが、十分これらについては配慮もなしたいと、こう考えております。

○山本伊三郎君 これはそのときにならぬと予想つきません、実際問題でね。あるいは予想外に観覧者が少なかつたという場合があります。また多いという場合もありますしね。この点は私わかりませんが、その点十分注意してもらいたいと思つておる。ただ地方公共団体に対する関連事業の補助の問題です。これが特別の補助はないんだ、一般道路は道路としての補助だと言われるんですが、相当それで地方住民の負担が重なるおる。これは大阪府だけに聞いたんですが、何百億というふうな数字を聞いたんですが、これは私まだはつきり自信ありません。そういうふうな関連事業を投入して地方公共団体はどうなるかという、ほとんど起債らしいんですよ。起債でやっておる。そういうものについて政府が利子補給なりみんなしていると思つておるんですが、その点、この間あなたのところの保官に聞いたら、普通の補助率以外に出してないということですが、ぼくは菅野国務大臣から聞いた場合には、いや万全の措置をしておるのだと、こういう話ですが、その点どうなんですか。

○政府委員(志村清一君) 万博の関連の工事につきましましては、この工事に取らるる前、計画の段階におきまして地元地方公共団体とも十分な打ち合わせをいたしまして、どの程度を国でやるか、どの部分は地方公共団体が引き受けるかという相談をいたしました。その間における地元負担の問題についても話し合ひをいたしました結果、万博関連公共事業の大ワックをきめたわけでございます。確かに相当な地元についての負担になります。これらにつきましましては、いわば先行投資的な公共施設の整備でございますので、地元といひましたも相当の負担をすることについては計画の当初から承知いたしました段階でございまして、それらに基づきまして逐次工事の進捗が見られておるといふ現状でございます。

○山本伊三郎君 先行投資——もちろん先行投資に違いないんですがね。ただ、大阪市の御堂筋からずつと入っていく高速道路が建設されてい

ね。万博のために実はあれだけのものをやっておるんでしょ。それは市内にあれだけの大きい道路ができる、しかも高架でできるのですから非常に便利になる向きもありますけれども、あれは北のほうに對するだけの先行投資で、大阪市全般の先行投資にはならぬですよ。それはなるほどそれだけのものは残ることは残りますけれども、あれだけのばく大な費用をかけるとなればもつと私はやる方法もあると思つておる。だから、私はやることはいいと言つておる。もう少し補助率がいいということをお聞きしておつたんだが、普通の他の道路と同じような補助率であるということ、が気に入らぬのがね。これは建設省としては、われ聞かせずということですか。

○政府委員(志村清一君) ただいま御指摘いただきました道路につきましても、先生もおっしゃられておりますように、万博のためだけにではなくて、大阪の今後の都市計画上の一番重要な一つの路線にならうかと思つておる。こういう問題を含めまして、これだけ一時に大きな金が必要なんだから補助率のアップ等も考えたかどうかという御指摘かと存じますが、これらにつきましても、冒頭に申し上げましたように、この計画を立案する段階におきましても地元ともいろいろ話し合ひをいたしました結果、通常の補助率で一時に先行的に投資をしようじやないかということも含意を見たものでございまして、いろいろ地元でも多少の要請はございまして、いろいろの地元でも多少の要請はございまして、ただいま、まああの段階で事業が進められておる、かように承知いたしておる次第でございます。

○山本伊三郎君 これはあなたの言われることは実際は地元については調査されておりますが、あの道路一つ見ましても、大阪市の住民があれを實際は利用するということとはほとんどないんですよ。それは万博は単に大阪のものじゃないから、これは私はいんですよ、いんが、あれは大阪の開発のためと言われるけれども、大阪の住民があれができたために迷惑するということは相当ある

んですよ。あの道路は高架を通ったんでしよう。周囲の商店街は大迷惑です。立ちのくにも立ちのけなし、万博のためだから、おまえらしんぼうしろというんですよ。市長もつるし上げを食っていますよ。だから、そういう犠牲者のあるということも考えなくちゃいかぬわけですよ。だから大阪市のためだと言いますが、それはあれを利用する人はいかれません、住民は非常に迷惑する。だからそういう点から見、しかも、それが大阪市の住民の税金でまた起債を返すんだ、こういうことでは反対が相当強いんですよ。社会党はいろいろ修正をして賛成はしましたけれど、いろいろ問題が実はあることは大臣御存じだと思います。ぼくも大阪に帰つたらつるし上げを食うんですね。これはオリンピック、札幌の冬季オリンピックがありましようが、これは関連した問題が実はあるんですね。世界に大阪の地名をとどろかすというようなことを喜ぶ人もありますよ。しかし、世界に大阪で万博をやったからといって、大阪市民の腹がふくれるわけではございませんし、もちろん地方から集まるんだから、商店がもうかるというんだけれども、もうかりませんよ。そんな、あそこへ来る人で大阪市内へ入つてものを買う人はわずかです。ホテル業者とかそういう人はもうかる。そういうことから見ると、大阪市の反対があつて、中馬市長も非常に苦境に立つた場合もあるんですが、これは恩に着せるわけでもないんですが、それらの反対をなだめてあげれば賛成したんですね。だから、そういうこともあるから私はしつこく言うんですけれども、これ二回、私は予算委員会でも一べん言いましたね。だから、あのときの菅野氏の答弁はもつと有利な答弁だったんですが、どうもその点は私は納得しないんだが、今後できるだけその点については建設省も協力してもらいたいと思つてですね。

○国務大臣(坪川信三君) いま山本委員御指摘になりましたあの問題、道路の問題につきましては、私も関心を持ちましたので、きのう知事と市長と同じ自動車に乗りまして現地へ参りまし

て、そして作業の状況等もまのあたりに見てまいりましたのでございます。その間における市長等の話、また問題点等も指摘も受け、また私もただしたのでございますが、いま官房長が申しましたような考えで、先行投資の立場であつた事業の推進をはかつておられ、その目標が御承知のとおり万博の関連のある事業である。しかし、この投資計画は大阪の今後の都市計画の大きな面から見ました場合には、かなりの私は役割りを果たすものと期待もいたしておりますが、関係地域住民等の非常な犠牲に対する御努力やら、また御協力に、いろいろとお骨折りをいただきましたことに對しまして、深く私は感謝をいたしておりました。建設省といたしましては、きのう私もよく聞きましたので、それらの点を踏まえながら善処いたしたいと、こう考えております。

○山本伊三郎君 これは万博だけではなくて総体的に——きょうはこれで終わりますが、これができて喜んでいるところは相当あるのです。まず、土地の所有者です。あれによって沿線は非常に土地が上がつた。ものすごい土地の値上がりです。あなたの留守中だいたいぶやつたから、もうやりませんが、ものすごく喜んでおります。その陰には賃借人とか商売人とか、これが非常に犠牲になつておるのです。この大きい矛盾というものは、日本の社会の一つの縮図だと思つておる。一方では何もせぬでもうかつておる。一方ではいままで先祖代々営々店を開いておつた人はたまになければならぬ。こういう実情なんです。これらはやはり為政者として、政治家として十分考える必要があると思つておる。私はきょう何時間か知りませんがやりました。これはあなたに非常に熱心な人だと思つておる。これはあなたに非常に熱心な人だと思つておる。そんな人でなければあまりやりません。建設大臣という相当国土開発についての責任者です。それから、そういう基本的なものを踏まえて今後政治を行なつてほしい。大体わが党も建設省設置法は、これは賛成ですか——ぼくに言わせれば

反対したいのだけれども、理事諸公がおられますから、おまかせしませうけれども、こういう建設省のいままでのやり方から見ると、室を部にかえるというふうな小手先の細工のようなことをやることについては、私は本質上の問題は別として、建設省何しおるのか。そういう意味からでも私は反対したいのだが、ここではつきり言うともたあで困りますから、その点の意思表示は保留しませうけれども、その点は建設大臣、将来とも建設行政について万全の策をもつて国民のためにやつてもらいたい。最後にそれを聞いて私の若干長い質問をこれで終わります。

○国務大臣(坪川信三君) 都市建設の推進、あるいは都市開発の事業の拡大、あるいは整備等を行なう場合、あるいは道路、あらゆる意味において建設省の重要な国土の開発、建設をやる場合におきまして、非常に私も就任以来痛感いたしておりましたことは、やはりこれの事業遂行に際しましての一般庶民大衆の小さい犠牲というように見えますけれども、私は本質的にはまことに大きい犠牲性である、こう考えておる次第であります。その大きな犠牲性に対して、政府はやはり最大の配慮をいたさなければならぬ。ことに私は建設省が人命に關連するほどまでの大事な社会問題に取り組むのには、私は建設省が非常に重要な倫理感を持つたなければならぬと、指導に際して一番唱えておる気持ちもここにあらうな次第でありますので、こまかいように、小さいように見えますけれども、私はこれらのとうとい協力と犠牲性に対しては、最大のまたこまかい配慮をいたしなから、不幸な層の各位に對しまして、きめこまやかな配慮を行政の上にも、また施策の上にもいたしてまいりたいと、こういうふうな基本本針でございますので、今後ともよろしく御理解願いますと申すに、どうかこの法案に對してはもひとつ御賛成のほどをお願い申し上げます。

に二、三政策でお聞きをしておきたいと思ひます。それは、一口に言つて建設省の仕事というのは、ものをつくつていくほうですから、住民から実は喜ばれるわけなんです、ただ、私はそういう反面、どうしても避けられない災害というものがやはりあるわけですね。災害の起るたびに大臣が先頭になってヘルメットをかぶつて現場視察に行くわけなんです、毎度毎度同じことを繰り返しておつて、必ずしも予防になつていない。そういう点について私は実は不満を持っています。私は寒いところで育つておりますから、あたたかいほうのことはちよつとさしておきまして、雪害対策について大臣の見解を、二聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(坪川信三君) 積雪寒冷地帯の特に豪雪問題ということ、山崎委員御指摘のとおり、私もいろいろの意味を持って非常な体験もいたしておるような次第であります。それを考えますときに、建設省は、豪雪対策に對して政府は、これらに對するもつと意欲的な対策を講じなければならぬと、豪雪対策委員会が内閣にございますけれども、その結論というものをかかみますとされていらないというふうなことをかかみますとすに、私はこれに對しては建設省は積極的にひとつ対策を具体的に打ち出してまいりたいと、こう考えまして、四十四年度の建設省の重点施策の一つの方向として、私はこの豪雪問題についてもう

秋の来る前に私は打ち立ててまいりたいと、こう
いうような基本方針を持っておる次第でありま
す。いろいろの問題点、私は伏在していると思
います。それには道路の問題もございまいし、
あるいは気象関係からくるところのいわゆる周知
徹底、人心を安心させる問題もあり、あるいは燃
料上の問題もあり、治安上の問題もある、また科
学的な検討を必要とする大きな国家的な仕事に取
り組まなければならないと、私は建設省の研究所
長に對して、ひとつこの問題を科学的に十分
検討してくれないかということをお先指示いた
しましたのもこの点でございまして、この間、
長岡の市長を私は呼びまして、長岡市があの融雪
対策に非常な意欲と予算的な苦勞の中にあつて、
あれだけの大事業をなされたことは私は範とすべ
きであるというふうな気持ちで、つい四、五日前
でございまして、私の部屋で表彰状を差し上げ
て、そして激励もいたし、今後のまた対策をお願
いいたしておるといふようなことでもございませ
ん、私はこれは行政の上からも科学的な上から
も、あるいはその他治安の上からも、いろいろの
角度から総合的にひとつ豪雪対策を建設省は前向
きに向かつてやってみよう、こう考えてお
るので、全く同感でございまして。

○山崎昇君 たいへん心強い答弁をもらっている
わけですが、私はもう少し具体的に聞きたいと思
うんです。というのは、私は北海道の出身であ
ります、これから三年後には札幌のオリンピック
がくるんですね。先日、札幌市の土木で、こと
しの二月四日、五日に起きた豪雪についての総括
がなされておるわけなんです。これをもらってし
さいに調べてみますと、平均の雪の倍降って
いるようでありまして、この二日間、そういう
雪が降ると国道がストップしてしまふ。もう何に
もできない。もしもこれが三年後のオリンピック
の際に——これは二月に始まるわけでありませ
ん、このときにああいふ雪が来て、除雪もできな
ければ国道もとまってしまう、あるいは食糧の
輸送も、あなたの言うとおり何もできないといふ

ようなことになれば、このオリンピックはできな
いことになるんですね、事実上。ですから、私は
北海道のこの間の雪の問題と、毎年繰り返されて
おる新潟地方のこの豪雪の問題は、いまいへん
心強い話ではありますけれども、それじゃ建設省
としてどういふ具体的な内容をいま検討されてお
るのか、まあ結論が出てないかもしれない、
あるいは省議でもきかぬけれども、たまたま
大臣の抱負でもきかぬけれども、たとえば
食糧対策ならどうするか、各家庭に對して食糧
の貯蔵庫でもつくらせるといふのか、あるいは鉄
道だけならば必ずどんな雪が降ろうともこれは通
すようにするといふのか、あるいはあれだけ雪が
降って、個人で屋根の雪をおろしてやるわけが
ない、雪を投げるところがない。そういうことにつ
いて一体どうされるのか。私はもう少し具体的に
聞きたいと思ふのだ。ただ市長を呼んで表彰し
た、これは雪のほうは待つてくれませんか。で
すから、せつかく大臣を言われるわけでは
ない、もう少し、治安上の問題でも何でもきか
ぬけれども、具体的な方針について述べても
らいたい。

○国務大臣(坪川信三君) 具体的な一環といたし
まして、私は昭和四十四年度の予算措置に際しま
して、いわゆる除雪機の地方自治体に対する補助
をかなり数をふやしまして、そうして関係市町村
にこの除雪機の配分を決定いたしました気持ちも
ここにあらうな次第であります。具体的にこの
した除雪機をふやすというふうな問題、あるいは
まあさつきも申し上げましたように、ドイツ、ア
メリカなどにおけるところの電気によつての消雪
などをやっておる工法上の対策も私は講じたい
と、こう考えております。あるいは燃料、ある
いは食糧等の保管に對する行政指導も私はやはり
たさなぎやありませんが、いばつて報告する気持
ちではございませぬけれども、ことしの降雪季に
おきまして、大事な日本の東北、北海道、ある
いは北陸、山陰等の国道の交通が雪によつてとま
つて、そうして異常な地方に乱れを来たしたといふ

ようなことは幸いにしてなかつたことを喜んで
おります。これは日ごろのやっばり工事事務所な
り、あるいは地建などがこれに對するところの訓
練と配慮をいたしてくれた私は隠れた力も認めて
やりたいと、こう思つておりますので、こういう
ような面、総合的に私は打ち出し、そうして先ほ
ども申しましたように、雪の降るまでに一つの総
合的な対策も具体化してまいりたい、いま申し上
げました点などを含めながらやってみようとい
ふ、こう考えております。

○山崎昇君 いま検討中というのですから、これ
以上ここで大臣に中身を聞くのは少し酷かもしれ
ません。ただ私もこの間の雪のあと行つてみた
り、あるいは関係市町村の話を聞くと、どう
うしても直さなげやありません、単に機械力
を入れてもこの機械が使われないのです、あれ
だけ一べんに降られるといふと、ですから北海道
の開発事業を私も見ておるといふと、その半分
はほぼ道路事業費ですね。そうして、道路事業費
をまたこれ分析すると、舗装率がどうで、ある
いは除雪の量がどうで、ということになるけれど
も、一朝こういふ有事の際の対策といふのは、何
もしてないといふことは言ひませぬけれども、
私は私は皆無にひとしい状況にあるのじゃないか、
この思ふのです。そうして、もしもこういふとき
に火災なり、そういう災害があつて起きた場合
に一体どうなるか、私は最大の心配をする。ある
いは札幌市内を歩いてみましても、駐車が道路に
されておる。いわばそれによつて道路の除雪があ
まりうまくできない、こういう問題はもちろ
んあります。ですからそういう点、もちろん建設
省では何かやられるのだと思ふのですが、いづ
れにしてもこういう豪雪地帯、あるいは気象条件の
変化によつては思わざる災害の起きるところにつ
いては、ひとつ建設省で十分配慮を願ひたい。また
南のほうで言へば、必ず台風シーズンのいふば
らう台風の通るところがある、こういうところ
についてもほとんど災害復旧だけであつて予防措置
といふのはそんなにとられてない、こういう点、

私も不満を持っていますので、ぜひこれは大臣
の善意によりたいと思ひますが、今後とも考
えたいと思ふのです。
そこでもう一つ私は聞きたいと思ふのですが、
私もまあ二、三回外国へ行つてみて、ずいぶん寒
いほうも歩いてみました。アメリカでも北のほう
なり、カナダなり、あるいはソ連なり、ずいぶん
寒いところを歩いてみた。ところが、どういふも
のか外国は日本よりまだ車が多いのですけれど
も、外国の道路といふのは一冬たつてもそんなに
こわれない。破損しない。ところが日本の道
路といふのは一冬たつとかなりこわれる。特に私
は札幌の出身ですから、札幌を見るとき、札幌は美
しい町だなんて言われるが、一冬たつたらもう歩
かれないぐらいの道路になつちゃう。恥ずかしい
ですね。あれでオリンピックをやるのかと、私は
ほんとうに恥ずかしい気持ちを持つておるのです
が、どうして日本の道路はこんなになつておるの
ですか、これは技術が悪いのか、金の使い方が
へたなのか、手を抜くのか、私はよくわかりませ
んけれども、なぜ日本の寒冷地帯の道路といふの
は一冬たつたらこんなになつておるのか、私は
ふしぎでならないのですが、専門家にひとつ意見
をこの際聞いておきたいと思ふ。

○政府委員(義輪健二郎君) 冬季に車が通ること
によりまして道路がこわれるというお話でござ
います。実は私も学校出ましている建設事業を
やつておつたわけでもございまして、学校出た当時、
いま振り返つてみますと、あの当時、まだ土質と
いふものに対する、土質工学といふものが、いま
で言いますと、そういうものがまだあまり発達し
てなかつた、要するに車の重量もいまより軽か
つたために、簡単に上をコンクリートで舗装する
か、アスファルトで舗装するとかいふようなこと
が行なわれまして、その後、いろいろそういうこ
とで、舗装がこわれるといふことで、かなり、戦
後でございまして、土質についての知識も非常に
開発されてまいりました。そういうことから原因
を採求いたしますと、北海道では特にそうでござ

資金でつくられる住宅なんかは、この法律によつてすべてこれはもう防寒住宅として建設すべきではないかと思うんですが、そうでもない、そうしてその基準が不明確だ、これでは幾ら法律をつくっても魂が入ってこないわけです。そういう意味でいま聞いておられるわけですが、重ねて、この省令等の問題はそれじゃいつごろまでに出されるんですか、もう少し詳しく述べてください。

○説明員(白川英留君) 実はまだ住宅局におきましていろいろ局内で協議中でございます。まだ結論が出ておりませんので、早急に結論を出し、省令をつくる方向に持っていきたいと、こういうふうにお考えしております。

○山崎昇君 それから重ねてお聞きしますが、財政投融資でありますとか、国庫補助でありますとか、いわば公的な資金でつくる住宅というのはすべてこれ防寒住宅とすべきではないかと、私もこのように思いますが、その点はどうですか。

○説明員(白川英留君) 御指摘のように公的資金でつくる住宅につきましては防寒住宅にすることが適当だと思います。現行法では住宅金融公庫から融資される住宅につきましては、簡耐または耐火構造にするようになっております。その他の住宅につきましては実は金といたしますか、建設資金の関係で「努めなければならぬ」というふうな努力義務になっておる次第でございます。

○山崎昇君 そこで重ねてお聞きしますが、たとえば木造の住宅でも最近では建築技術が進んでおりますし、それから建材なんかもずいぶん進んでおられるわけです。そこで私どもは木造の住宅であつてもやはりこれからは防寒住宅にすべきではないかと思つておられるわけですか。それに対してはやっぱり建設省として公的な補助をするなり、あるいは金融機関からの資金導入なり、そういう方法がやっぱりなされるべきではないかと思つておられるところがある。いまの法体系では木造住宅のそういうものについては若干むずかしいようになっておられる。したがって、そういう方向をもし建設省で確認するならば、関係法律といえますか、規定といえますか、そういうものを整備するか、改正するか、そういうお考えがあるのかどうか聞いておきたい。

○説明員(白川英留君) ただいま御指摘の防寒構造の点につきましては、現在、北海道の防寒研究所において研究された結果、木造でありまして十分防寒構造のものでできるといふ結論が出たように聞いております。もし、それが正しいとすれば木造であっても住宅金融公庫の融資なり、公的な援助をやつてもいいと考へておりますが、法律改正につきましては実はまだ局としては十分検討いたしておりませんので、確約はちょっとできない、こういうことでございます。

○山崎昇君 ここで少々あなたに確認せよといつても、それは無理だと思つておられる。そこで手続が要すると思つた。あなたの方の考へとして、いま答弁されたように木造の住宅であつても公庫等の融資の対象にするとか、あるいは建材、建築工法の発達等に伴つて防寒住宅にさせるのか、そういう方向にあなたの方の考へるとするならば、近くそれらについての法改正が必要ならば省令の改正をやる、あるいは省令の改正が必要ならば省令の改正をやる、いわばそういう手続をあなたの方で近くとる考へがあるのかどうか、あるとすれば大体いつごろまでにそういう方向というものが見出せるのか、もしもここでお答えできるならば、その範囲でお答え願つておきたいと思つておられます。

○説明員(白川英留君) 本件につきましては、まだ省内で十二分に検討いたしておりませんので、ちょっと御返事申し上げかねます。

○山崎昇君 では、大臣せっかく来ておられますが、いまのような点、ひとつ大臣としてはどうされますか。法改正を伴うものをここですぐ私は法改正やれと言つておられるのではない。しかし、いずれにしてもこういう内容が建設省として認められるなら、そしてこの北海道防寒住宅建設等促進法というものが、多少やっぱり不備な点があるわけですね、そういう点あなたの方でわかっているわけでありまして、そういう改正手続等を考へられ

るなら考へたいとか、いまずぐではありませぬけれども、大体どのあたりには建設省内としては検討されるのか、そういう方向でも大臣から御答弁願えるならひとつしてもらいたい。

○国務大臣(坪川信三君) この問題に對しまして、私はいま山崎委員が御指摘になりました、御意見をかわされておられるのを、いまままでことに不勉強でございますが、率直に申し上げますと、この問題、私は初めて取り組むといふこと、大事な問題として聞いておつたような次第でございます。したがつて、御指摘になりました数々の点についてはやはり検討を加え、またまじめにこれらに取り組む必要があるといふことは、私いまかわされておられる間に、私もそういうふうな気持ちを持っておりますので、いま直ちに私の決意のほどは申しかねますけれども、十分いまのお気持ちをそんたくいたしまして検討いたしてまいりたい、こう考へておられます。

○山崎昇君 さらにこの防寒住宅の場合、最近、都市合併でありますとか、町村合併でありますとか、ずいぶん地域が広まつていくわけでありまして、市街地に家を建ててのついで、たとえばたんぼの中にぼつんと建ててみたり、いろいろあるわけですが、そういう場合に不燃住宅、いわば燃えにくい住宅といふことで外装も私ども必要だと思つておられる。しかし、そういう場合にはむしろ内部の不燃化といふことがかなり私は重要ではないかと思つておられる。また寒冷地の住宅について研究されている方々の意見を聞くという声がかかりあるようにあります。そういう意味で、せつかくいま大臣からこういう問題、初めて聞く点も含めて私は北海道の防寒住宅というのについて考へてもらいたい。これは将来北海道ばかりでなければ、寒冷地帯はほとんどこういう住宅にしなければならぬのではないかと考へておられる。そういう点もあわせて、せつかく内容わかりませぬが、これはまた私よく内容わかりませぬが、四月十二日の新聞を見ると、高層ビル、地下街の防火等について何か厚生省と消防庁との間の協定が結ばれたというふうな報道されているわけですか。もしもここでおわかりになるならば、どういふ内容の協定が結ばれて、どういふ点が消防庁と建設省で意見が合わないのか、ひとつお聞きをしたいと思つておられます。

○説明員(白川英留君) ただいま建設省では住宅金融公庫法の一部改正を立案中でございます。目下、法制局で検討中でございますが、その際に、各省と協議いたしました際に、消防庁、厚生省等から意見が出まして、特にいま御指摘の深層部、それから高い建物の上のほう、そういう深層部、それから高層部につきまして、何といつても防火上の避難の問題が非常に問題でございますので、そういうところには防災対策を十分にやる必要がございます。そういう防災対策の基準につきまして、今後十分に連絡しながらやつていこうと、こういう趣旨の覚え書きをかわした次第でございます。

○山崎昇君 私もこれは新聞報道だけですからよくわかりませんが、十三日の朝日新聞によると、大律留というのですか、住宅局長と消防庁の山本次長との間に覚え書きが交換された。しかし、かなり意見の相違があるようですね。したがつて、私が聞きたいのは、もう少しその覚え書きの内容でポイントとなる点があれば説明願いたいし、それから建設省と消防庁でどういふ点が一番意見の対立があつて、どういふ点が一体どういふふうな調整されて、どういふ点が一体どういふふうな調整されて、この新聞の報道だけで言う、相当な意見の対立があつたといふふうな書かれておられるだけで、私もわからぬわけですか。私も高層ビルの火災なり、あるいは最近の東京駅の地下なんというのはいへんな地下街になつておられるわけですから、あれでべん何か火災でも起きたり、その他の災害が起きたら、これはもうたいへんだと思つておられる。あるいは渋谷へ行つてみましても、何か空気が抜かすいふんで、つかいものがついておられます。

が、あれはこの間の実験等を見て、たいへんな煙によって人命が失われるということになる。そういう意味でいうと、建設省のほうから見てもこういう問題というのはいきわめて私は重要な問題だろうと思う。そういう意味で、消防庁と建設省のほうで一体どういう点が一番対立点になっておるのか、もう少しひとつわかれれば説明願いたいと思

います。
○説明員(白川英留君) 一番問題になりました点は、劇場、映画館、そういういた人の多数出入りするものを深層部なり建物の高層部につくらせない、禁止するという主張を消防庁のほうでやっておりますが、これを禁止するということは非常に大きな問題でございますので、今後十分に両省庁で協議しましょう、こういうことでございます。

○山崎昇君 そうすると、あれですか、わざわざ覚え書きを交換をして、いまあなたの説明のように、劇場、映画館等々の深層部並びに高層部の建設については制限するかしないかお互いに研究しましょうと、そんなことで各省間の覚え書きというのはいやるのですか。私はそんな簡単なものではないのでないかと思うのです。覚え書きを交換というぐらゐならば、相当な激論があつて、そして建設省は建設省の方針があるでしょう。消防庁は消防庁の方針があるでしょう。単に共同研究しましょうなんていう程度のものじゃないのじゃないかと私は思うのです。どうもあなたの説明を聞いてみると、あまりにも簡単にあらわされるような感じがしますが、そうじゃないのじゃないのですか。これだけのことを報道されるということ

は、何かもう少し私は深いものがあるのじゃないか、こう思うのです。たとえば建設省側から見ると、建築基準法その他の法律的問題だつて出てくるでしょう。それから消防庁からいわせれば防災関係の法律関係だつて出てくると思うのです。ですから、そういう点について、私はかなり両者で意見の食い違いやあるいは討論が戦わされておるのじゃないかと思うのですが、どうですか。何かいまのようじゃ、あまりに簡単なこと

で、覚え書き交換ということにはならないのじゃないかと思うわけでありすがね。
○説明員(白川英留君) 実は私、覚え書きの所管をいたしておりませんので、詳しいことはわかっておりませんが、やはり何と云つても、ある用途を禁止するのは非常に大きな私権の制限になりますので、その点がやはり一番大きなポイントになったと、こういうふう聞いております。

○山崎昇君 そうすると、たとえばこの新聞報道によると、デパートの一番上に映画館をつくらせたり、あるいは地下街に映画館をつくる、こういうことは、消防庁側から言わせれば、これはもうたいへんなことだ、やめてもらいたい、こういうことですね。あなたのほうから言うと、どうもやめろというのはいやが悪い。こういうことになるのでしよう。ですから、私はそこに重点を置いて、これはまるっきり違つたものになつてくると思うのです。そうすると、さつき山本さんからも少し質問が出ましたが、高層ビルそのものについて、これはかなり議論しなければならぬということになつてくると思うのですが、それはまあここは建設委員会じゃありませんからさつておきまして、いづれにしてもこれは重要な覚え書きであらうと思うのです。そういう意味で、いまあなたはその管外だと言われますから、これ以上追及をいたしません、できればこれはひとつ資料を出してもらいたいと思う。これは委員長に要望したいと思ひますが、はかつてみてくれませんか。
○委員長(八田一朗君) ただいまの資料出せませうか。

○説明員(白川英留君) 追つて提出いたします。
○山崎昇君 そこで政策面については聞きたいこととはありますけれども、建設委員会でもありませうから省略をしたいと思うのですが、機構について、三お聞きをしておきたいと思うのです。

今月の三日に石原委員から質問がありまして、いま四つほどの地建に部を置くことになるわけでありすが、残された地建はどうするのだという

質問をしたら、何か四十五年度以降にはやりたいのだというお話をですね。こういう答弁であつたわけですね。そうすると、一年間に、残されたところはどんなに事務量が膨大になるのかという私は疑問を持っておるわけですが、一体この地建、八つだけか幾つかあるわけでありすが、どうして半分だけやつて半分だけやらないのか。それから時間節約上、見ますと、一つもこれは人員がふえないのです。人員がふえなくて、今度は部長ができて課長が二つできるといふことで、結局は上層部だけで、実際の実務量は減つてくると思ふのです。いわば管理だけはふえてくるということになるけれども、その他はふえないということ、こういう点についてひとつ疑問がありますので、まずお聞きをしておきたい。

○政府委員(志村清一君) 八地建でございますが、そのうちの四地建にさしあたり昭和四十四年度におきまして企画室を企画部に名称変更いたしました。かように考へておるわけでございます。私どももいたしましては、八地建全部一緒に企画室から企画部へということも考へたわけでございますが、八つの地建を比較いたしますと、関東、近畿、中部、九州、この四つの地建は他の地建に比べてまして、事業量等々から見まして、格段の高位を占めておるわけでございます。そういうような意味におきまして、当面、四つの地建において企画室を企画部に名称変更いたしました。その他の地建につきましては、四十五年度から部を設置するということにいたしました。かように考へたわけでございます。そこで、室と部の違いでございますが、これは累次、当委員会御議論がございましたが、室と申しますと、室長のもとに係がございまして、その係、係が直接室長に結びつくといふふうなことをとるのが通例でございます。いわばまあスタッフ的な機構、こう申し上げてもその間違ひはなからう。そうなりまして、事業量の増大に伴ひまして、室長が一人で全部の係をカバーするということが非常にむずかしい

係が九つもあるという状況でございます。そこで、いわば下部機構を整備するというところで、企画室の仕事を分析いたしましたして、課を二つぐらい設置いたしました。そこで課長が統括をする、それらをさらに部長が統括をいたして、事務の遂行上円滑ならしめると、かような手段をとつてまいりたい、かように考へたわけでございます。

○山崎昇君 そうすると、スタッフの機構である企画室ならばめんどろだけども、行政機構的な課にすれば何か能率があがるというふうにも聞けるわけなんですが、どうも私はそこらわらない。それならばあなたにお聞きしますが、残された四つの地建の場合に、なぜ、じゃスタッフとして残されるのか、なぜこれを行政機構的に直さぬのか。たとえば、部までいかなくても、企画室から企画課とその他の課——事業課が知りませんが、そういうことだつて可能だと思ふんですね。だから、私は必ずしもスタッフ的な機構だからどうも行き詰まらつて、行政機構的な機構にするからそれがうまくいくんだという論はどうしても納得できないわけですね。そして、いま聞けば、残された四つはほんとは一緒にやりたいんだけど、どうもぐあいが悪いから残して四十五年度からやるんだと、こういうお話ですね。この辺にも私はどうも納得ができません。それから定員は何にもふえない。ただ、ここに道路整備特別会計と治水特別会計から二名振りかえることになつてゐるんですが、これもどういう意味か私わかりません。なぜ特別会計から行政機構になれば定員が振りかわるのか、なぜスタッフならば定員というのには振りかわらぬのか、その辺も私はわからないので説明願ひたい。

○政府委員(志村清一君) 各地建の企画室を考へてみますと、それぞれ人員並びに係の数が相当違つておるわけでございまして、とりあえず企画部に名称変更したいと考へております。関東、中部、近畿、九州は、他の地建に比較いたしますして員数の点においても若干多い、それから仕事の内容も

質問をしたら、何か四十五年度以降にはやりたいのだというお話をですね。こういう答弁であつたわけですね。そうすると、一年間に、残されたところはどんなに事務量が膨大になるのかという私は疑問を持っておるわけですが、一体この地建、八つだけか幾つかあるわけでありすが、どうして半分だけやつて半分だけやらないのか。それから時間節約上、見ますと、一つもこれは人員がふえないのです。人員がふえなくて、今度は部長ができて課長が二つできるといふことで、結局は上層部だけで、実際の実務量は減つてくると思ふのです。いわば管理だけはふえてくるということになるけれども、その他はふえないということ、こういう点についてひとつ疑問がありますので、まずお聞きをしておきたい。

いろいろ分割されており、そのような意味におきまして他の残りの四地建に比しまして、企画室長が一人で係の全体を統括していくという室のタイプに四地建は当面適さなくなってきた。やはり組織を二課に分掌いたしました。それぞれの課長が統括をいたし、これをさらに部長が取りまとめていく、企画室長一人で取りまとめる分を課長が二人、またその上で部長が一人というふうなかつこうで取りまとめていくことのほうがより望ましい、事務の円滑に資する、こう考えたわけでございます。他の四地建は、予定いたしました四地建に比しまして、人数的にも若干少のうございまして、それらにつきましては当面、四十四年度において直ちに部制をとらなければ事務遂行上重大な支障を生ずるといふふうには考えられませんが、四十五年以降、部の設置に切りかえてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○山崎昇君 それじゃあなたにお聞きしますがね、これはこの調査室でつくってもらった資料ですが、これを見ると、今度据え置かれる東北なんぞというのはかなり人数ですね、四千五百六十六人と、むしろ近畿より約百人ぐら多い。あなたの説明ではそれは矛盾だらけじゃないですか、人数でいくならば、なせ、それが規模が大きいとして東北六県を見るような東北がこういふかっこうになっておいて、そして規模が小さくてそれほど管轄区域が大きくないところを部にしなければならぬということとを理屈に合わない。だから私はどうしてもあなたの言う説明ではこれは納得できないのですよ、これは、そうでしょう。もしもあなたの言うように、人員が大きくて機構が大きくて複雑だというならば、あなた九州と東北なんかも先これをやらなければならぬじゃないですか。その辺はどういうふうにあなた説明するのですか。

○政府委員(志村清一君) 私の説明が不十分でございまして誤解を招いたことをおわびいたしますが、員数が少ないと申し上げたのは、企画室

の員数でございます。地方建設局全体の員数を申し上げたものではございません。あらためて申し上げますが、地方建設局の企画室の人員につきましては、関東、中部、近畿、九州、この四地建は多うございまして、その他の地建よりも多い。その他の地建では若干これより減じております。それらの状況から、先ほど申し上げたようなことで、とりあえず四地建について部に名称を変更し、他の四地建は逐次部に変更させていただきます、こういふふうにご覧いただいております。

○山崎昇君 あのね、あまりにもあなたの答弁というものは、なるほどこれには企画室の人員出ていませぬよ。しかし、私は全体の地方建設局が規模が大きいということ、それだけやっぱり仕事の量も多しことであり、内容もあることだと思ふ。それでなければこれ削りなさい。ですからあなたの答弁ではどうしても納得できない。むしろこの表でいくならば、全体的に規模が大きいならば、私は東北なんか入らなければならぬ。ですから、やるならばどうしてもスタッフ的な機構でできない。事務量がふえて、そして事務複雑化になって行政機構的に直さなければならぬということならば、全部一べんにすべきじゃないですか。それがつじつまの合わないようなところどころ持つてきて、こういう法案をつくるということ、これはだめだ。あなたこれは何としても変えなければ、どうですか、大臣、これ。

○国務大臣(坪川信三君) いろいろの細部にわたって御指摘になりました点、よく了解いたしました。理解もいたします。ただ、私といたしまして考えておることを申し上げて御了解をいただきたいと思ひますことは、私の建設行政の基本は、何といつてもわが国の国土を均衡のとれた開発建設をいたしたいというのが基本方針でございます。したがって、この基本方針に従って私たちは行政を推進してまいりたいというところであります。で、東北地区あるいは北陸地方が、これらに対するところのウェートが低いからというふうなことはみじんにも思っておりませんので、一度にやり

たい気持ちも、私たちもいろいろと考慮いたしたのでございますが、諸般の客観的情勢も検討いたしまして、本年は四地建地区の昇格をお願いいたしまして、そして順次またあらためてひとつお願いをしたいと、こういうような気持ちでおる率直な気持ちをひとつ御理解願いたい、こう思ひます。

○山崎昇君 大臣の率直な気持ちはいいのですよ。しかし、あなたがやっていることがさういふことにならないからほくら指摘しているのです。数字で指摘している。やはりその前にやるならば、たとえば用地部でも北陸と四国はまだないですね。しかし、これは用地の事業がそんなにないかといったら、いま用地の取得というのは一番たいへんな仕事です、どこの建設局に行きましても、もしもそれならば、なぜ北陸と四国に用地部をつくらなければならないというならば、また私はいふに規模が大きい仕事で、その上にさらに規模が大きい仕事で、さういふ機構をつくらなければならないというならば、また私はいふに、それを幾らあなたが抗弁しようとも、百人も総体で人間が多くて、東北六県を支配しておる東北地方の建設局をこのままにしておいて、そして企画室の人数がどうなっているかわかりませんが、いまのような官房長の答弁でこの四つだけ企画部にするということはどうしても私は承服できない。あらためて出し直してもらるか、昭和四十五年度にやるというなら一べんにやってもらうか、そうしなければ行政機構論としては成り立たない。どうですか、これは。

○政府委員(志村清一君) 先ほどは企画室の人員で申し上げたわけでございますが、建設省の所管の土木事業費を見ましても、関東、近畿、中部、九州と、この四地建が多いのでございます。また、建設投資額全体を考へましても、この四地建が格段と多いわけでございます。企画室自体につきましても、企画室の担当しております調査費を比較いたしましたも、この四地建が他の地建に比較いたしました金額的にも多い。さういふことをからみ合わせまして、先ほど来申し上げましたように、とりあえず四地方建設局について部

に変更していただきたい、かように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 幾ら抗弁しようともそれは理屈であつて、これは納得できないですよ。やっぱり私は役所というものは、一つは総体的な規模なり、総体の事業量なり、総体の人員で判断しなければいかぬと思うのです。部分部分だけでやるといふことじゃならないと思う。それも必要でしょう。しかし、やはり行政機構論でありますから、総体的な論でいくと、私は東北をはずして近畿につけろ、四十五年には全部やりたい。それなら四十五年に一括全部やりなさい、これは撤回して。さらに、私は何も部をつくることばかり奨励するわけではありませんが、用地部だけ一つ見ても、北陸と四国はない。営繕部も北陸と四国はない。北陸と四国は行政機構論でいけば全く無視されたようなものですね。ですから、さういふ点も私は考へ、特に北陸なんか、豪雪とか、ほかにはない問題をかかえておる、さういふことを考慮しないでやるといふのは納得できないのです。ほくらひがみかもしませんが、寒いところに住んでいるから、いずれにしても私はこれは納得できないから、もう一回、建設省で検討してもらいたい、さういふことをどうしても申し上げておきたい。

それからさらに、これは私は総定員法のととき管理庁に聞かなければならぬと思ひますが、最大の行政機構の矛盾点というのは、本省の課や室は、これは政令事項あるいは省令事項になっておるんですよ。ところが、地方建設局のさういふ課の設置は法律事項になっておる。私は行政機構論からいくと本省の課のほうが上位にあると見るんですが、ところが、上位にある行政組織のきめ方は省令なり政令に譲つておいて、地方の行政機構の課や室は法律事項になっておる。さういふことは、行政機構のいまの国家行政組織法のあり方について私は意見を持ってはいるのですが、きょう管理庁を呼んでいませんから、その点は建設省を

責めてみてどうにもならないと思うのだが、これだつて最大の矛盾だと私は思うのです。ですから、そういう意味で、どうもこのあなたのいま提案されている地方建設局の企画室を部にするというやり方はどうしても納得できない。だから、どうですか、大臣来ておられるんだが、これを撤回してもう一ぺん検討し直さないよ、正直に。

○国務大臣(坪川信三君) いろいろと御指摘になりました点について、私、全面的に否定したり、あるいはおことばを返すような気持ちは毛頭持つておりませんが、先ほど申し上げましたごとく均衡のある国土開発の推進を、いわゆるそれに即応した行政体制で臨みたいという気持で、本年度は四つだけお願いした次第でございます。そうして来年度はぜひともその四つに即応した姿でお願いをいたしたいという気持ちでおりますので、たいへん御不満ではありませんようが、御審議をお願いして、撤回していただく気持ちはないことをひとつお許し願いたいと思います。

○山崎昇君 大臣、あなた均衡あると言うけれども、不均衡なんだ。不均衡なんですよ、これは。あなた不均衡でいいのですか。それじゃ、あなた均衡ある行政にならぬじゃないですか。

○国務大臣(坪川信三君) それでありますから、均衡のある国土建設をいたす意味において、即応した行政機構の編成をいたしたいと、こういう気持ちでおる次第であります。

構が設定されていくことになるかと、どうも公務員の感情からいってもあまりいいことではない。しかし、私は公にあまり論ずべきことではありませぬけれども、いいことではないと思う。そういう意味で、どうしても私はにわか賛成することができないのです。さらに何んべんも言いますけれども、用地部にしても、営繕部にしても、どれだけの人員があるか、私もその衝に当たっておられませんからわかりませんが、いずれにしても北陸あるいは四国——四国はぐんと人数が少ないようです。しかし、北陸の場合には、これは近畿と比べて百名しか違わないのですね、人員だけかいらいますと、それで、これは用地部もなければ、営繕部もない、そうでしょう。だから、私はどうも大臣せつかくの答弁ですけれども、これは納得できないのだよ。どうですか。きょうこの法案をあげることにならないとは思いますが、もう一ぺんひとつ考え直す必要があるのじゃないかと思うのです。

○国務大臣(坪川信三君) 非常に建設的な事業推進に対する励ましの意味で、私は非常に理解のある励ましの御質問としてうれしく思っております。したがって、われわれのとりましたこの措置はひとつ御理解いただきたいのは、行政機構あるいは行政の簡素化とあらゆる問題が出てくる。こういうような客観的な情勢も踏まえまして、非常にこう事務当局が遠慮した気持ちで一気に拡大強化をいたさなかつたこの良心も、ひとつ事務当局を認めてやっていただきたいと思うのでございます。

○山崎昇君 奥ゆかしさも、ときによりまして行政事務の効率化にならない場合があるから私は言っておる。そうしてさらに先ほどちょっとお聞きしましたが、どうしてこの企画室が部になると特別会計から二名の振りかえになるのですか。これはどういう意味ですか。

○政府委員(志村清一君) 先ほど申し上げましたように、地方建設局の定員自身といたしましては増員をいたしておりません。ただ、先生御指摘の

ように、道路並びに治水の特会から特会定員としてございまして部分を振りかえまして、本局の企画関係の仕事に二名ほど追加をさせていただきますというふうな措置をいたしております。

○山崎昇君 そうすると、特別会計の定員は企画室自体は、これはどこに配置をされておる定員ですか。

○政府委員(志村清一君) 事務所でございます。

○山崎昇君 そうすると、出先である事務所の定員を削り取って、それじゃ今度は企画部に持ってきて——そうすると、課長の定員にするのですか、どういうことになるんですか。

建設局の総定員の中で彼此融通をいたしてまいりたいということでございます。

○山崎昇君 いや、あなたどう言おうと、結論はあれでしょう、企画部の定員が二名ふえるわけでしょう、事務所から引き揚げるんですから。それが一般職員を採用しようが、課長の定員に使おうが、それはあなたの方の自由だと思ふのですよ。思うのですが、私から言えば、課長の定員がないから事務所の定員を削ってきて、そして課長を発売する、それでなまなま課長発売できないじゃないですか、いまのままではいけません。いまのまま課長発売すれば、企画室の今度となたかが減らなまなまらぬです。ですから極端なことを言えば、第一線で働いている事務屋を減らして管理職をふやすということにしよう。

○政府委員(志村清一君) 各地方建設局に置きまます新しい企画部の課長は、従来の企画室におりました係長をやっておりますし専門家のうちから選ぶわけでございます、事務所から参りました人の中から選ぶというふうなことではございません。

○山崎昇君 これはどうしてもいまの問題で関連して私は納得できませんが、時間もだいたい過ぎていきますから、次にもう一つ、この問題は直接は関連しません、建設省でこれからやるうとしてこの機構についてひとつ聞いておきたいと思ふのです。それは地価公示法案が提案されていきます。その中を見ますと、土地鑑定委員会というのが今度できるようですね。この土地鑑定委員会というのがどういう機関ですか、これは。

○政府委員(川島博君) 土地鑑定委員会は、地価公示法案の第四章に規定しておりますが、機関の性格は、建設省の付属機関でございます、外局ではございません。この土地鑑定委員会は、国家行政組織法第八条に基づく機関でございますが、この独立して地価調査並びに地価の公示を行なう付属機関といたしております。

○山崎昇君 それじゃあなたにお聞きしますがね。行政組織法の第八条の付属機関というのは、行政行為ができないのですよ。これはあくまでも内部機関であって、それが八条の性格になっているわけですよ。いまのあなたの言うように、またこの地価公示法案の二条の一項によると、地価は土地鑑定委員会が「正常な価格を判定し、これを公示する」となっている。りっぱな行政行為を行なうことになる。そうすると、むしろこれは第三条の行政機関として設定しなければ、公示をして一般住民を縛るわけですから、できないのじゃないですか、どうですか。八条機関なんという逃げ道をつくっておきながら、本来は行政機関のようなことをやらせるのじゃないですか。どうですか、その点は。

○政府委員(川島博君) 国家行政組織法第八条に基づきます機関には、いろいろなものがございますが、第八条の、先ほど私は建設省の付属機関と申しましたが、同じ付属機関の中でも、組織法によりますと、試験所とか、あるいは研究所、あるいは文教施設または医療施設といった試験研究機関、こういう一つのもの、さらに第二番目には、審議会または協議会といった諮問的または調査的なもの等、外局である委員会以外のものもできることになっております。さらに、これ以外にその他の付属機関、第三の分があるわけでございます。その他の付属機関は当然行政機関であるわけでございます。したがって、第八条の付属機関でありまして、行政機関としてある程度の行政行為を行なうことは法律上許されております。

○山崎昇君 それは行政管理局とかなり私のほうで論争をやった、この第八条というのはこれはどうも不備でございます、こういうことになってくるのですよ。だから本来、行政行為をやらせるなら三条の機関にしなければおかしいですよ。八条の機関というのは、そういうあなたの言うことじゃないのです。これはもう行政管理局が私に対して答弁しているのだよ。だから、私はほんとうにきょう行政管理局に来てもらって、なぜこんな

八条機関としてやるのか、付属機関としてやるのか、そうして実際は行政機関といまあなたが言う、そのとおりなんです。ですから私は八条の付属機関と言いつつ、実際には行政機関をつくる。いわば脱法行為です、一種の。こういう行政機関を佐藤内閣の場合はたくさんつくっているわけですよ。そしていまの国家行政組織法というのは混乱をしているわけです。ですから、どうして私はこのあなたの言う八条のその他の機関と、こういうのだが、納得はできないのです。やるならなげ三条の行政機関としないのか、この辺はきょう管理庁を呼んでいませぬから、いずれ別の機会に管理庁の見解も問いますけれども、私はこれは納得できない。特にあなた地価について公示をするわけですから、そういう権限を持たせるわけですから、ですからそれは何としても付属機関としてやるなんというのは脱法行為であって、これは許されませんが、きょうはこの問題は直接の機構問題じゃありませんから、関連をしてお聞きをしたわけですが、いづれにしても、いま建設省でやられようとしているこの法案にしろ、私はどうしても納得できない。そして半分はスタッフで残してそのまま、半分はスタッフじゃだめだから行政機構にする、それも行政規模から言えば、行政規模の大きいほうは据え置かれる、あるいは用地部、営繕部にしろ、特定の建設局だけはいままで据え置かれる、こういうやり方は行政機構論としては邪道だと思っております。ですから、どうしても地方建設局の問題にしても私はもう一べん建設省で検討してもらいたい。やるなら昭和四十五年度に全部一べんにやってももらいたい。そうでなければ企画室のままで一年間やったって、そんなに事務は渋滞するわけでもないのです。そう思うので、この案には賛成できないのですが、もう一べんひとつ大臣の見解を聞いておきたい。

○國務大臣(坪川信三君) 再度にわたる御質問でございますが、私もどなたもいたしましてはそれぞれの地建の事業量の推進をやる意味において、さしあたり四つの地建において昇格をお願いしたい

い、こう申しているのはこの方針どおりでございます。したがって、残りの四地建に対して、なぜいさなかつたかというそのお気持ち、さつきも申しましたような励ましも十分私は心に了といたし、また感謝もいたしておりますが、やはり事務当局といたしまして、まあざつぱらんに申し上げましたならば、ささやかな善意もあるということだけはひとつ御理解をお願いしたい。こう思うのでございます。

○委員長(八田一朗君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時五十九分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十七日)
一、行政機関の職員に関する法律案

行政機関の職員の定員に関する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
附則
一、施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。
四月一日から適用する。

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、総定員法案の廃案に関する請願(第二二七号)

一、「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願(第二二二八号)(第二二五三三号)(第二二八八号)(第二三九七号)(第二四七一号)

一、定年制反対及び老後保障の確立に関する請願(第二二二九号)(第二二三三〇号)(第二二五二二号)(第二三二〇号)(第二三三二〇号)(第二三三九

六号)(第二四七〇号)

第二二二七号 昭和四十四年三月二十八日受理
総定員法案の廃案に関する請願
請願者 茨城県高萩市春日町三ノ八全農林
労組茨城県本部多賀分会内 鈴木
政治外四十九名

紹介議員 森 元治郎君
理由
総定員法案を廃案とするより、格段の努力をされた。

われわれ農林省出先機関に勤務するものは、農林行政第一線のにない手としての自覚と誇りをもつて、劣悪な職場条件にもかかわらず、今日までのその職務を遂行してきたが、今回のい、いわゆる総定員法案の内容は、われわれの身分並びに雇用の条件、生活等に重大な影響を及ぼすものと言わざるを得ない。

第二二二八号 昭和四十四年三月二十八日受理
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願
請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明武森久男
外二百三十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一三三三九号と同じである。

第二二二五三三号 昭和四十四年三月二十八日受理
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願
請願者 兵庫県養父郡養父町上敷崎 山本
啓宏外五百五十九名

紹介議員 野坂 参三君 河田 賢治君
春日 正一君 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一三三三九号と同じである。

第二二二八八号 昭和四十四年三月二十九日受理
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

紹介議員 野坂 参三君 河田 賢治君
春日 正一君 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一三三三九号と同じである。

請願者 京都府久世郡城陽町青谷 小松道
徳外五十八名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二三九七号 昭和四十四年三月三十一日受理
〔総定員法制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願(十一通)〕
請願者 福岡県粕屋郡古賀町久保六五二
矢野和男外八百九十九名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二四七一号 昭和四十四年四月一日受理
〔総定員法制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願〕
請願者 愛知県豊橋市南尾町 山本桂子外
四十九名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二二二九号 昭和四十四年三月二十八日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願(二通)
請願者 岡山県邑久郡邑久町玉津 中山敬
子外六百八十一名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十四年三月二十八日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 東京都北多摩郡清瀬町野塩二五五
磯辺西蔵外九十一名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二二五二号 昭和四十四年三月二十八日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 東京都北多摩郡清瀬町野塩二五五
磯辺西蔵外九十一名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

請願者 広島県賀茂郡西条町朝日町 田原
ヨシエ外百十八名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二三一〇号 昭和四十四年三月三十一日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 山形市あずま町一ノ三全日本国
立医療労働組合同立療養所山形晴
山荘支部内 青山年男外四十三名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二三二〇号 昭和四十四年三月三十一日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 宮城県亘理郡山元町高瀬合戦原一
〇〇 高橋清次外百三十四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二三九六号 昭和四十四年三月三十一日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願(十三通)
請願者 宮崎市和知川原町三二八 石谷み
や子外三千三百五十九名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二四七〇号 昭和四十四年四月一日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 東京都北多摩郡久留米町南沢一、
一〇〇 大矢八右エ門外百四名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二四七〇号 昭和四十四年四月一日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 東京都北多摩郡久留米町南沢一、
一〇〇 大矢八右エ門外百四名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二二五二号 昭和四十四年三月二十八日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 東京都北多摩郡清瀬町野塩二五五
磯辺西蔵外九十一名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二二五二号 昭和四十四年三月二十八日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 東京都北多摩郡清瀬町野塩二五五
磯辺西蔵外九十一名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。